

令和4年度版（令和3年度実績）

米子市の環境

（環境白書）



令和4年9月 米子市

表紙絵デザイン：米子高校 山邊 茉綾 身近な皆生の海を舞台に描きました。

目次

1	はじめに	1
2	米子市の環境トピックス（令和3年4月～令和4年3月）	1
3	米子市の環境行政（令和3年度）	3
3-1	環境政策	3
3-2	公害防止対策	8
3-3	一般廃棄物の適正処理	11
4	第2次米子市環境基本計画の進捗状況	22

資料編

1	米子市環境基本条例	31
2	環境都市宣言	38
3	環境関連用語集	40
4	環境関係年表（主なできごと）	47

1 はじめに

本市は、南東に中国地方最高峰の大山、北に日本海、西にコハクチョウ渡来南限地でラムサール条約登録湿地の中海という、豊かで素晴らしい自然環境を有しています。四季折々の自然と歴史・景観資源は、全国に誇れるものであり、先人から引き継いだこの素晴らしい環境を将来の世代に承継していくことは、私たちの重大な責務です。環境問題に適切に対応し、将来にわたって良好な環境を保全し創造していくために、平成17年3月に「環境基本条例」を制定し、この条例に基づき、平成24年3月に「米子市環境基本計画（計画期間：平成23年度から令和2年度まで）」を策定しました。その後、平成28年12月に計画の中間見直しを行い、環境保全のための行政の具体的施策、市民及び事業者の行動指針を明らかにしてきました。

令和2年度に計画期間が終了するに当たり、現在の環境を取り巻く社会情勢や市民の声を反映させた環境施策を引き続き実施し、米子市環境基本条例の理念、目的を達成していくために、令和3年2月に「第2次米子市環境基本計画（計画期間：令和3年度から令和12年度まで）」を策定しました。

「米子市の環境」は米子市環境基本条例第10条に基づき作成する環境に関する報告書です。

〈米子市環境基本条例第10条（年次報告）〉

○市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 米子市の環境トピックス（令和3年4月～令和4年3月）

○米子市空き地の適切な管理に関する条例制定

管理不全土地に起因する問題の発生抑制及び解決を図るため、条例（令和4年3月30日公布、一部施行）を制定し、空き地の所有者等の責務を明確化するとともに、管理を促進するための支援策を実施しました。

○米子水鳥公園ネイチャーセンター条例の改正

条例を改正し、米子水鳥公園ネイチャーセンターの11月から翌年3月までの平日の開館時間の変更及び年間パスポート券の代金の減額を行い、業務の効率化及び市民サービスの向上を図りました。

○米子市環境写真展の開催

第２次米子市環境基本計画の周知啓発事業として、米子市環境写真展を開催しました。

○米子市の環境３Ｓ（すき・すてき・すばらしい）ＰＲ×高校生プロジェクト

米子市にある沢山の素敵で素晴らしい環境をより多くの市民の皆様に知っていただくための広報を次世代を担う高校生との協働により行いました。

○ペット防災手帳

災害時において、ペットと飼い主と一緒に避難するための手引きとして、「ペット防災手帳」を作成しました。

○新たな一般廃棄物処理施設用地の一次調査対象地の報告

令和３年９月に鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）から、本市を含む構成市町村に対し、令和１４年度以降鳥取県西部圏域の一般廃棄物の処理を集約して行う新しいごみ処理施設用地について、一次調査対象地の抽出依頼がありました。

この依頼を受け令和３年１２月に、本市は組合に対し、一次調査対象地の報告を行いました。

3 米子市の環境行政（令和3年度）

3-1 環境政策

1 米子市環境審議会の開催

米子市の環境の保全及び創造に関して基本的な事項を調査審議するために、米子市環境基本条例第19条に基づき審議会を開催しました。

	開催日	審議事項
第1回	令和3年11月10日	① 空き地の適切な管理について ② 第2次米子市環境基本計画周知・啓発の取組について（報告）
第2回	令和4年2月（文書審議）	① 会長及び副会長の選任について ② 米子市環境審議会の運営に関する必要な事項について（報告） ③ 第1次米子市環境基本計画の総括について（報告） ④ 第2次米子市環境基本計画の進捗状況について（報告）

2 環境基本計画の周知・啓発の取組

（1）米子市環境写真展の開催

第2次米子市環境基本計画の周知啓発事業として、米子市環境写真展を開催しました。

ア 開催期間 令和3年4月1日（木）～令和3年4月5日（月）

開催場所 米子水鳥公園

イ 開催期間 令和3年4月8日（木）～令和3年4月13日（火）

開催場所 米子市立図書館

ウ 開催期間 令和3年4月29日（木）～令和3年5月9日（日）

開催場所 米子市児童文化センター

（2）啓発リーフレット・折り込みチラシの作成

計画策定後の継続的な周知・啓発を目的として、環境学習時等における周知、学習教材として活用するため分かり易くまとめた小学生向けのリーフレットを作成しました。また、計画策定時に広く市民に周知・啓発を行うため、周知用チラシを作成し、「広報よなご6月号」に折り込み全世帯に配布しました。

（3）米子市の環境3S（すき・すてき・すばらしい）PR×高校生プロジェクト

米子市にある沢山の素敵で素晴らしい環境をより多くの市民の皆様を知っていただくための広報を次世代を担う高校生との協働により行いました。

- ・「環境基本計画の基本目標」をテーマとした４コマ漫画を作成し、広報よなご（７月号、１１月号）に掲載
- ・第２次米子市環境基本計画啓発用折込チラシの表紙デザインを作成
- ・環境白書の表紙デザインを作成
- ・加茂川の環境美化啓発看板のデザイン作成
- ・加茂川一斉清掃啓発チラシの表紙デザインの作成

３ 業務改善から始まる CO2 削減計画に基づく取組

米子市が実施する事務事業に対し、個々の職員の意識が高まるよう、庁内 LAN 掲示板による周知・啓発を行う等、業務改善、省エネルギー化及び省資源化の取組を行った。また、米子市役所地球温暖化対策実行計画推進委員会を開催し、具体的な取組の検討を行いました。（令和４年２月文書審議）

４ ラムサール条約登録湿地「中海」の環境保全

平成１７年１１月の中海のラムサール条約登録以降、官民一体となった環境保全活動を実施しました。

（１）中海アダプトプログラムへの支援

アダプトプログラムとは、市民団体や個人が公共のスペースを分担して、自分のこどものように面倒をみるという、市民と自治体が協働して進める新しいまちの美化活動です。中海アダプトプログラム実行委員会には、令和４年３月現在で５０団体以上の登録があり、本市も行政として参加するとともに、ごみ袋の支給、回収ごみの処分、広報活動の支援を行い、市民と行政のパートナーシップのもとで環境美化を進めました。

（２）ラムサール条約登録湿地 中海・宍道湖一斉清掃の実施

中海・宍道湖がラムサール条約に登録されたことを記念し、平成１８年度から中海等のすばらしさや大切さを再認識してもらうために中海・宍道湖沿岸５市で連携し一斉清掃活動を実施しました。令和３年度は、荒天のため、米子会場での実施は中止しましたが、代替事業として米子市単独で中海清掃を実施しました。

実施日 １０月２４日（日）

実施場所 湊山公園周辺護岸

参加者人数 ４０７人

ごみ収集量 約３トン

5 主な環境保全及び普及事業

(1) 米子市環境美化活動奨励

環境美化活動の高揚を図るため、地域の環境美化に功労のあった2団体及び個人6名に対し、感謝状を贈呈しました。

期日・場所 11月19日(金) 米子市立図書館 多目的研修室

対象者 団体 上後藤一区自治会 美吉加茂川をきれいにする会

個人 木谷 博 足立 勝 奥田 登 松本 三男

前田 良夫 岩垣 美幸

(2) 環境美化促進月間

ア 期間 9月1日～10月31日

イ 清掃活動

加茂川一斉清掃 実施日 10月24日(日)

(3) シーサイドクリーンアップ弓ヶ浜

大切な地域資源である美保湾・弓ヶ浜の環境問題に対する意識の向上を図るため、米子市・境港市連携事業として、清掃活動と啓発イベントを実施しました。

シーサイドクリーンアップ弓ヶ浜' 21

実施日 11月14日(日)

清掃会場 境港公共マリーナ周辺の砂浜

イベント会場 境夢みなとターミナル

(4) 市役所職員のボランティア清掃活動

米子市の豊かで美しい自然環境を守るため、米子市役所職員が「みんなできれい Enjoy よなご」を合言葉に中海清掃など様々なボランティア清掃に積極的に参加しました。

参加人員 延べ241人

(5) なかうみ環境学習事業

市内の小学校が米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターで行う中海環境学習に係る交通費を負担することで、中海についての学習機会の確保を図りました。

実施校数 17校

参加児童数 811人

(6) 米子水鳥公園・米子水鳥公園ネイチャーセンターの管理運営

市民と自然とのふれあいの場及び市民の環境学習の場の提供を目的として、平成7年10月22日から本施設を供用開始しています。一般市民を対象とした自然観察会や自然教室、夏休みを利用したこども講座及び米子市こど

もエコクラブなどの各種普及啓発事業を実施しました。

また、米子水鳥公園ネイチャーセンター条例を改正し、11月から翌年3月までの平日の開館時間の変更及び年間パスポート券の代金の減額を行い、業務の効率化及び市民サービスの向上を図りました。

指定管理者 公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団

6 環境美化推進団体の育成

加茂川を美しくする運動連絡協議会

(1) 構成 29人(団体代表者)

(2) 主な活動内容

ア 加茂川一斉清掃(春秋 年2回)

イ 花壇整備 つつじ補植

7 地球温暖化防止事業

(1) 米子水鳥公園で使用する電力

環境保全意識の向上に資する取組として、「トラッキング付非化石証書」を使用し、CO2排出量ゼロの電力として米子市クリーンセンターの廃棄物発電由来の電力を米子水鳥公園へ供給しました。

(2) 周知啓発事業

「広報よなご」に家庭でできる地球温暖化防止対策の取組みを掲載し、周知啓発を行いました。

(3) 急速充電器整備事業

令和4年3月に、米子市役所第2庁舎に設置していた急速充電器の撤去を行いました。

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)関係

市有施設の年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500キロリットル以上であることから、平成22年度に省エネ法に基づく特定事業者指定され、同年からエネルギー使用量を国へ報告しています。

ア 令和2年度エネルギー使用量(原油換算値)

市長部局 4,325キロリットル

教育委員会部局 1,990キロリットル

水道局 2,010キロリットル

イ 令和3年7月 定期報告書及び中長期計画書を経済産業省及び所管省庁に提出しました。

(5) 鳥取県地球温暖化対策条例関係

鳥取県地球温暖化対策条例に基づき、温室効果ガス排出量の目標、目標達成のための取組を含む「取組計画（3年分）」の提出及び計画達成状況を平成22年から県へ報告しています。

ア 令和2年度 温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）

市長部局 8,766トン

温室効果ガス排出量算定に用いた調整後排出係数は、中国電力（株）は0.585トン-CO₂/千キロワットアワー、ローカルエナジー（株）は0.498トン-CO₂/千キロワットアワーを使用しました。

イ 令和3年7月 事業者達成状況報告書を鳥取県に提出しました。

（6）米子市市有施設の屋根貸しによる太陽光発電普及事業

自然エネルギーの利用促進、民間活力をいかした公共施設への太陽光発電設備の効率的な整備、災害等の停電時における非常用電源としての活用及び環境やエネルギーに対する市民意識の向上を目的として、米子市市有施設の屋根貸しによる太陽光発電普及事業を平成25年度（第1回）及び平成27年度（第2回）に実施しており、8施設で稼働しています。

事業者及び施設

中海テレビ放送(株)	車尾小学校、加茂中学校、大高公民館、湊山中学校
ミヨシ産業(株)	東山中学校
東洋ソーラー(株)	尚徳中学校、市立図書館
ワンプライム(株)	福生西小学校

8 動物愛護管理に対する取組

（1）人と動物が共に生きていける社会の実現

動物愛護の精神とモラルやマナーなど適正な飼養について、周知啓発を実施しました。また、市報、ホームページ等において、ペットの飼い主の責任などについて広報を実施しました。

（2）ペット防災手帳の作成

犬や猫等の飼い主が、日頃からできる災害に向けての備えや、災害時にペットの飼い主がペットと同行避難を行う際に持ち歩くことができる記録簿として作成しました。

（3）飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成事業

飼い主のいない猫の増加を抑えるため、飼い主のいない猫に不妊去勢術を受けさせる者に対して、手術費用の2分の1に相当する額（1匹当たりの限度額1万円）を助成しました。

補助対象件数（件）	補助金額（円）
215	1,348,000

（４）飼い主のいない猫に関するアンケート調査及び勉強会の実施

地域における飼い主のいない猫の現状を把握し、今後の対策の参考とするため、自治会を対象としたアンケート調査を実施しました。また、地域でできる対策方法などの周知を図るため、自治会を対象とした勉強会を開催しました。

（５）犬の登録及び狂犬病予防注射事業

狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付を行いました。また、鳥取県獣医師会の協力を得て市内２５会場で集合注射を実施しました。

新規登録	登録抹消	総登録 (A)	注射済票交付 (集合注射)	注射済票交付 (個別注射)	注射済票交付 総数(B)	接種率 (B/A)
550 頭	695 頭	5,463 頭	437 頭	4,060 頭	4,497 頭	82%

３－２ 公害防止対策

１ 大気汚染

（１）PM2.5などの大気汚染物質に関する注意喚起

環境基準物質などの測定を実施している鳥取県から提供される注意情報などを、市ホームページに掲載するとともに、関係部局等を通じ、市民への周知を図りました。

注意喚起回数 １回

（２）野外における廃棄物焼却に関する指導

鳥取県等と連携し、広報や指導を行いました。

指導回数 １７回

（３）事業場立ち入り指導

鳥取県等と連携し、事業場への立ち入り指導を行いました。

指導件数 １件

２ 水質汚濁

（１）公共用水域の水質監視

水質状況を把握するための調査を実施しました。

ア 河川

調 査 河 川 新加茂川、法勝寺川、小松谷川、大沢川、野本川、
精進川、塩川 以上７河川

調査箇所数 10 地点

総検体数 40 検体

イ 中海

調査地点 河川：新加茂川（猿土手橋、愛宕橋）

湖底：新加茂川河口付近、中央ポンプ場付近、浚渫窪地、県境付近

調査回数 河川：3 回（4 月、6 月、8 月）

湖底：4 回（5 月、7 月、8 月、12 月）

（2）油類等流出事故対応

事故発生時、関係機関へ速やかに情報を伝達するとともに、オイルフェンス等により下流への流出及び拡散を防ぎ、発生源の調査を行いました。

対応件数 7 件

（3）事業場排水指導

鳥取県等と連携し、事業場排水の改善について指導しました。

指導件数 4 件

3 騒音

（1）騒音測定

ア 環境騒音測定 7 地点

イ 自動車騒音常時監視業務

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、環境基準適合状況を面的に評価するために実施しました。

騒音測定実施区間 7 区間

面的評価区間数 117 区間

面的評価区間延長 159.2 km

ウ 航空騒音測定 1 地点（通年）

エ 苦情等に伴う測定 3 地点 延べ 5 回

（2）騒音規制法に基づく届出受理

ア 特定施設に関するもの（設置届、変更届等を含む。）

受理数 3 件

イ 特定建設作業に関するもの

受理数 20 件

（3）県公害防止条例に基づく届出受理

騒音関係特定施設に関するもの（設置届、変更届等を含む。）

受理数 2 件

（4）事業場立ち入り指導 20 件

4 振動

(1) 振動測定

苦情に伴う測定 1 地点 延べ 2 回

(2) 振動規制法に基づく届出受理

ア 特定施設に関するもの（設置届、変更届等を含む。）

受理数 4 件

イ 特定建設作業に関するもの

受理数 14 件

(3) 事業場立ち入り指導 2 件

5 悪臭

(1) 臭気測定

苦情に伴う測定 1 地点 延べ 2 回

(2) 事業場立ち入り指導 1 件

6 公害等苦情処理

苦情相談の対応状況

(件)

苦情 の 種類	大気汚 染	水質汚 濁	土壌汚 染	騒音	振動	地盤沈 下	悪臭	廃棄物投 棄	害虫	動物	その他	合計
対応 件数	1	14	1	22	3	0	25	0	35	4	34	139

7 分析測定業務

水質試験

(1) 河川 40 検体

(2) 他課からの依頼試験の実施

ア 下水処理施設関係 712 検体

イ 王子製紙関係 5 検体

ウ 樋口川関係 12 検体

8 環境放射線モニタリング関係

鳥取県が設置した島根原発UPZ30km圏内の放射線監視局の測定データ等を、市民課ホールモニター画面及び米子市ホームページにより住民への情報提供を行いました。

9 ヌカ力被害軽減対策

(1) 被害予防に係る啓発及び注意喚起

ア 広報よなご及び市ホームページ等による広報

イ 弓浜地区の小学校、保育園及び幼稚園に啓發文書及びポスターを配布

ウ 弓浜地区全域に啓発チラシを全戸配布

(2) 発生抑制対策（モデル事業）

地域で継続的に実施可能な土壌対策の確立を目指して、モデル地区における住宅地周辺の荒廃農地において、石灰散布、耕うん及び除草作業を行う自治会又は土地所有者に対する補助事業を実施し、事業ニーズの把握及び駆除作業効果の検証試験を実施しました。

モデル地区 彦名地区

補助事業者 自治会、土地所有者

実施面積 748アール

調査研究 発生状況の調査、適正な石灰散布量の検討（委託先：米子工業高等専門学校）

(3) 発生抑制対策事業の本格施行準備

令和4年度から弓浜地区全域で本格施行するに当たり、対象地の選定作業、地元自治会との調整、土地所有者の意向確認を実施するとともに、地元自治会対し事業説明会を開催し、事業への参加を呼びかけました。

10 土地の適切管理

管理不全土地に起因する問題の発生抑制及び解決を図るため、「米子市空き地の適切な管理に関する条例（令和4年3月30日公布、一部施行）」を制定し、空き地の所有者等の責務を明確化するとともに、管理を促進するための支援策を実施しました。

11 米子市環境保全条例の廃止

米子市環境保全条例制定後約50年が経過し、米子市環境基本条例の他、環境保全条例に関する個別の事案に対応する様々な条例が制定されたことから、米子市環境保全条例を廃止する条例（令和4年3月30日施行）を制定し、条例を廃止しました。

3-3 一般廃棄物の適正処理

1 ごみの処理

令和３年度米子市一般廃棄物処理実施計画に基づき、ごみの適正な処理を行い、同時にごみの発生を抑制し、及び再資源化によってごみの減量化を図ることにより、循環型社会の実現を目指しました。

（１）ごみの減量化・再資源化の推進

家庭系ごみの減量化・再資源化を図るため、次の施策を実施しました。

ア 家庭系生ごみの減量

（ア）家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付事業

一般家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化及びリサイクル意識の向上を図るため、補助金を交付しました。

種類	補助対象基数（基）	補助金額（円）
生ごみ処理機	25	393,300
生ごみ処理容器	8	12,000
計	33	405,300

（イ）ダンボール堆肥普及啓発事業

一般家庭から排出される生ごみの手軽な自己処理を推進し、ごみの減量化及びリサイクル意識の向上を図るため、希望者に堆肥作り入門セットを無料配布しました。

堆肥作り入門セット配布数 77セット

イ 食品ロスの削減

「広報よなご」、「ごみ分別収集カレンダー」、庁舎動画広告及びホームページにより、食品ロスの削減の啓発を行いました。

ウ 小型家電リサイクル

一般家庭から排出される小型家電の拠点回収を実施し、国の認定事業者引き渡すことにより再資源化を行いました。

（単位：kg）

	ボックス回収 （市役所・公民館30か所）	持ち込み回収 （米子市クリーンセンター）	合計
回収量	7,709	26,105	33,814

（２）環境教育、普及啓発の充実

ア 環境教育

（ア）説明会

ごみの分別方法等の説明会開催の要請があった自治会等に対し、説明会を実施しました。

	自治会	その他	計
件数(件)	0	6	6
人数(人)	0	134	134

(イ) 施設見学

米子市クリーンセンターの施設見学の受入れを行いました。

	学校関係見学※1	自治体等視察	その他※2	計
件数(件)	23	0	3	26
人数(人)	1,402	0	21	1,423

※1 高校、小学校、幼稚園、保育園

※2 親子参観日、報道取材

イ 普及啓発

(ア) ごみ分別収集カレンダー等

翌年度の「ごみ分別収集カレンダー」を作成し、自治会等を通じて各世帯に配付しました。また、「広報よなご」、「よなごみ通信」及びホームページにより、ごみの分別方法等について周知を図りました。

また、スマートフォン用ごみ分別アプリ「さんあーる」の配信を行いました。(令和3年度末の登録者数7,043人)。

(イ) リサイクル推進員

リサイクル推進員を委嘱し、各自治会でのごみの分別、リサイクルの推進を図りました。(令和3年度末現在652人)。

(ウ) ごみステーション

ごみ分別の徹底、排出マナーの向上及び収集作業時の安全性確保の面から、ごみステーションにごみを持ち出す際に排出ルールの守られていないものについて、イエローシールを貼り付ける等の方法により、指導・啓発を行いました。

(3) 分別区分及びごみの搬入量

家庭系ごみについて、5種13分別に分類し収集・運搬を実施したほか、中間処理施設に市民自らあるいは米子市一般廃棄物収集運搬業許可業者が直接搬入しました。

事業系ごみについて、中間処理施設に事業者自らあるいは米子市一般廃棄物収集運搬業許可業者が直接搬入しました。

(単位：kg)

分別区分		家庭系ごみ	事業系ごみ	搬入量
可燃ごみ		26,097,800	16,864,730	42,962,530
不燃ごみ		1,751,130	0	1,751,130
不燃性粗大ごみ		454,850	0	454,850
資源物	白色発泡スチロール・トレイ	39,460	0	39,460
	缶・ビン類	991,860	51,880	1,043,740
	ペットボトル	299,460	1,480	300,940
	牛乳パック	23,900	0	23,900
	再利用ビン	1,264	0	1,264
	古紙類 新聞・チラシ	805,250	0	805,250

		本・雑誌・雑がみ	463,610	0	463,610
		ダンボール・紙箱	425,454	0	425,454
乾電池・蛍 光管等	乾電池		38,485	0	38,485
	蛍光管・水銀体温計		11,415	0	11,415
計			31,403,938	16,918,090	48,322,028

(4) 収集・運搬

ア 家庭系ごみの収集運搬

家庭系ごみ等について、市内7業者に委託し、収集運搬を行いました。

委託料 627,407,978円

イ 家庭系ごみの有料収集

(ア) 手数料を徴収するごみの区分

可燃ごみ及び不燃ごみ（不燃性粗大ごみを含む）

(イ) 手数料の額（1枚当たり）

	可燃ごみ専用		不燃ごみ専用	
指定 ごみ袋	40L	63円	40L	63円
	30L	47円		
	20L	31円	20L	31円
	10L	16円	10L	16円
収集 シール		63円		63円

(ウ) 指定ごみ袋及び収集シールの販売実績

取扱所 (箇所数)	指定ごみ袋及び収集シール販売数									手数料の額 (円)
	可燃ごみ専用					不燃ごみ専用				
	指定ごみ袋 (組)				収集 シール	指定ごみ袋 (組)			収集 シール	
	40L	30L	20L	10L		40L	20L	10L		
取扱店 (185)	298,100	152,300	126,300	51,500	15,000 シート	20,800	19,350	7,650	16,580	338,609,820
自治会 (217)	10,672	5,742	4,559	1,108	399 シート	638	671	185	469	11,980,324
計 (402)	308,772	158,042	130,859	52,608	14,259 シート	21,438	20,021	7,835	17,049	350,590,144

※1組＝10枚入、1シート＝6枚綴

(エ) 負担軽減措置

- ① 市の福祉サービスを受けている市民の経済的負担の軽減及び子育て支援の観点から、下表に該当する世帯を負担軽減措置の対象とし、最大で年間平均使用量の3分の1に相当する可燃ごみ専用指定ごみ袋（40L）40枚を無料で支給しました。

支給は、対象世帯に「可燃ごみ専用指定ごみ袋引換券」を郵送することにより実施しました。

また、30L、20L及び10Lの可燃ごみ専用指定ごみ袋又は不燃ごみ専用指定ごみ袋に引き換えを希望される場合は、市役所総合案内

等で引き換えを実施しました。

対象となる 福祉サービス等	指定ごみ袋 支給枚数	負担軽減 対象件数	指定ごみ袋 総支給枚数	指定ごみ袋 総支給枚数 相当額
生活保護世帯（在宅に限る）	40枚 （最大）	10,041件	341,770枚 ※	21,531,510 円
児童扶養手当受給世帯				
特別児童扶養手当受給世帯				
特別障害者手当受給者がいる世帯				
老齢福祉年金受給者がいる世帯				
要介護4以上の認定を受けている市民が いる世帯（在宅に限る）	対象者の 人数 × 40枚 （最大）			
日常生活用具給付事業によりストマ 用装具又はおむつ等の助成を受けて いる身体障害者（児）がいる世帯				
2歳未満の乳幼児がいる世帯				

※うち市役所総合案内等にて40L袋・30L袋・20L袋・10L袋の引き換えに対応したもの
102,420枚

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減で生活維持に著しく
困窮している方を対象に、可燃ごみ専用指定ごみ袋（40L）40枚を
無料で支給しました。

負担軽減対象件数 587件
指定ごみ袋総支給枚数 23,480枚
指定ごみ袋総支給枚数相当額 1,479,240円

ウ 資源物の売却

収集日に排出できない資源物について、米子市クリーンセンターで受入
れを行い、そのうち古紙類を売却しました。

種類	量（kg）	金額（円）
古紙類	4,920	15,092

エ 動物死体

市道等に放置された又は一般家庭等から米子市クリーンセンターに持ち
込まれた動物（犬・猫等）の死体の収集・受入れを行いました。

動物死体 1,100体

オ セタ祭り及び精霊送り

セタ祭り及び精霊送りで市内各所に持ち込まれた笹竹、供物等について、
市内2業者に委託し、収集を行いました。

	箇所数（箇所）	収集量（kg）
七夕祭り	27	110
精霊送り	79	14,120

（５）一般廃棄物処理業（ごみ）の許可

一般廃棄物処理業（ごみ）の許可に係る業務を行いました。

分類	許可業者数（令和３年度末時点）
収集運搬業（ごみ）	32※
処分業	4

※し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業許可を有する者（２業者）、収集運搬できる廃棄物を限定している者（３業者）及び運搬のみの許可を有する者（７業者）を含む。

（６）その他

ア 環境美化活動の促進

（ア）ボランティア清掃

市民の環境美化の取組を支援するため、個人又は団体が道路・公園・海岸等の公共の場所を清掃する際に、ボランティア専用袋・収集シールを交付し、清掃後のごみを収集しました。

ボランティア清掃申請件数 1,052件

（イ）環境美化推進団体の育成

環境をよくする会

構成 39人（団体代表者）

会長 奥田 登

主な活動内容

台所用ろ過袋の斡旋 1,919袋

市内一斉清掃事業（春秋 年２回）

イ 不法投棄・ポイ捨ての防止

（ア）パトロールの実施

市内全域、特に海岸付近、山林等については、重点的にパトロールを実施しました。

（イ）不法投棄監視員の設置

不法投棄監視員を９人委嘱して、監視区域内の不法投棄の多い海岸付近、山林等を重点に監視パトロールを随時行い、不法投棄の早期発見と適切な処理を図りました。

（ウ）不法投棄監視カメラの設置

市内の不法投棄多発地帯に、市所有の監視カメラ２台を継続して設置し、不法投棄の防止に努めました。

（エ）不法投棄廃棄物の特別処理

パトロール、調査、通報等で把握した不法投棄廃棄物について収集し処

分を行いました。

不法投棄された家電４品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については特定家庭用機器再商品化法に基づき適正に処分しました。

※テレビ２４台、エアコン３台、冷蔵庫・冷凍庫１４台、洗濯機・衣類乾燥機２台

ウ 資源ごみ回収運動推進事業奨励金交付制度

一般家庭等から排出される資源ごみの再生利用とごみの減量化の推進を目的として、資源ごみ回収運動推進団体の回収実績に応じて奨励金を交付しました。

実施団体数 ４０団体

	品 目					奨励金交付額	実施回数
	古紙類	空瓶類	空瓶ケース類	金属類	その他（衣類等）		
回収量	144,476 kg	171 本	0 個	8,676 kg	956 kg	607,313 円	278 回
奨励金単価	4 円/kg	3 円/本	6 円/個	3 円/kg	3 円/kg		

エ 公衆便所管理

クリーン推進課所管の４か所の公衆便所の維持管理業務を委託により実施しました。

2 生活排水の処理

令和３年度米子市一般廃棄物処理実施計画に基づき、生活排水の適正処理に努めました。

（１）収集・運搬

ア 直営

市内４か所の公衆便所等のし尿を１台の車両で収集しました。

稼働日数 １０日

イ 一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥）許可

一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥）の許可に係る業務を行いました。

分類	許可業者数 （令和３年度末時点）
収集運搬業（し尿）	６※
収集運搬業（浄化槽汚泥）	７※

※ごみの収集運搬業許可を有する者（２業者）を含む。

ウ し尿及び浄化槽汚泥処理量

施 設 名	処 理 量 (ℓ)			
	し 尿		浄化槽汚泥	計
	直 営	許 可 業 者	許 可 業 者	
米子浄化場	3,720	7,565,496	22,262,705	29,831,921

3 廃棄物減量等推進審議会

「米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第12条に基づく、一般廃棄物の減量及び適正な処理を図るための審議会を開催しました。

	開催日	審議事項
第1回	令和3年8月5日	し尿処理手数料の改定について
第2回	令和3年9月30日	し尿処理手数料の改定について
第3回	令和3年10月29日	し尿処理手数料の改定について
—	令和3年11月4日	(答申) し尿処理手数料の改定について

※第3次米子市一般廃棄物処理基本計画 数値目標の達成状況

		令和2年度目標値	令和2年度実績
1人1日当たりの ごみ排出量	家庭系	632g	591g
	事業系	337g	311g
	集団回収	11g	3g
	合計	980g	905g
リサイクル率		17.7%以上	16.1%
最終処分率		5.7%以下	4.0%
汚水衛生処理率		81.2%	84.5%

4 米子市クリーンセンター

(1) 搬入量

(単位：t)

月 別	収 集 量	事業所搬入量	一般家庭搬入量	搬入量合計
令和3年4月	2,852.36	1,696.50	98.69	4,647.55
5月	2,957.89	1,613.02	119.52	4,690.43
6月	2,801.57	1,661.29	99.67	4,562.53
7月	2,875.28	1,704.78	88.64	4,668.70
8月	2,923.37	1,677.50	81.00	4,681.87

9 月	2,664.88	1,619.45	101.52	4,385.85
10 月	2,587.81	1,754.21	105.49	4,447.51
11 月	2,848.56	1,688.38	99.26	4,636.20
12 月	2,664.43	1,796.77	111.74	4,572.94
令和4年1月	2,586.28	1,482.98	53.72	4,122.98
2 月	2,202.99	1,292.97	55.15	3,551.11
3 月	2,696.23	1,650.28	97.02	4,443.53
計	32,661.65	19,638.13	1,111.42	53,411.20
(うち境港市)	5,606.72	2,185.01	0.00	7,791.73
(うち日吉津村)	573.33	588.39	0.00	1,161.72
(うち大山町)	1,495.22	0.00	0.00	1,495.22

(2) 長寿命化事業

ア 米子市クリーンセンター長期包括的運営事業運営業務

(ア) 委託先 JFEエンジニアリング株式会社 大阪支店

(イ) 委託期間 平成28年10月3日から令和14年3月31日まで

(ウ) 運営事業期間 平成29年4月1日から令和14年3月31日まで

(エ) 全体事業費 13,571,751,829円(債務負担行為)

(オ) 令和3年度事業費 890,216,588円

(3) 焼却灰等運搬業務委託

ア 委託先 環境プラント工業株式会社

イ 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

ウ 委託料 5,500,000円

エ 運搬先 米子市淀江町小波最終処分場

(環境プラント工業株式会社所有)

オ 焼却灰等発生量(運搬量) 514.49t

(4) 主灰再資源化処理業務委託

ア 委託先 公益財団法人ひょうご環境創造協会

(ア) 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(イ) 委託料 99,569,756円

- (ウ) 処理先 兵庫県赤穂市（公益財団法人ひょうご環境創造協会）
- (エ) 処理量 3, 481. 46 t
- イ 委託先 宇部興産株式会社
- (ア) 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (イ) 委託料 17, 552, 425円
- (ウ) 処理先 山口県宇部市（宇部興産株式会社）
- (エ) 処理量 638. 27 t
- (5) 主灰運搬業務委託
- ア 委託先 協同組合米子市環境事業公社
- イ 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- ウ 委託料 46, 554, 200円
- エ 運搬先及び運搬回数
- 兵庫県赤穂市（公益財団法人ひょうご環境創造協会） 413回
- 山口県宇部市（宇部興産株式会社） 77回
- (6) 飛灰再資源化処理業務委託
- ア 委託先 公益財団法人ひょうご環境創造協会
- イ 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- ウ 委託料 65, 898, 624円
- エ 処理先 兵庫県赤穂市（公益財団法人ひょうご環境創造協会）
- オ 収集量 936. 06 t
- (7) 飛灰運搬業務委託
- ア 委託先 環境プラント工業株式会社
- イ 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- ウ 委託料 16, 038, 000円
- エ 運搬先 兵庫県赤穂市（公益財団法人ひょうご環境創造協会）
- オ 運搬回数 135回
- (8) 米子市クリーンセンター及びその周辺の検査業務
- ア 悪臭検査業務 各月1回実施
- イ ばい煙測定業務 各月1回実施
- ウ ダイオキシン類測定業務 年1回実施
- エ 焼却灰（主灰）検査業務（溶出） 年1回実施
- オ 焼却灰（飛灰）検査業務（溶出） 年1回実施
- カ 環境大気調査業務 年2回実施
- キ 血中ダイオキシン類濃度検査 年1回実施

5 新たな一般廃棄物処理施設用地の一次調査対象地の報告

鳥取県西部圏域の一般廃棄物の処理は、令和14年度の稼働を目指す新たな一般廃棄物処理施設を整備することにより、構成市町村の全ての施設を集約化し、広域化を行うこととされています。

令和3年9月、新たに整備する一般廃棄物処理施設の建設・運営の主体となる鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）から本市を含む構成市町村に対し、当該施設用地の一次調査対象地の抽出の依頼がありました。

この依頼を受け本市は庁内に検討委員会を設置し適地の検討を行い、議会報告等を経て令和3年12月に、組合に対し、一次調査対象地の報告を行いました。

4 第2次米子市環境基本計画の進捗状況

米子市環境基本計画は、米子市環境基本条例第8条の規定に基づき、「自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち」の実現を目指して、平成24年3月に策定し、本市の環境施策を推進してきました。令和2年度に計画期間が終了するに当たり、現在の環境を取り巻く社会情勢や市民の声を反映させた環境施策を引き続き実施し、米子市環境基本条例の理念、目的を達成していくために、第2次米子市環境基本計画を令和3年2月に策定しました。

計画の概要は、次のとおりです。

(1) 計画の期間及び対象

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）
【令和7年度（2026）中間見直し】

(2) 目指すべき環境像

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち
～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

(3) 基本目標

米子市の目指す環境像である“自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち”を実現するために、第2次米子市環境基本計画に5つの基本目標を設定しました。

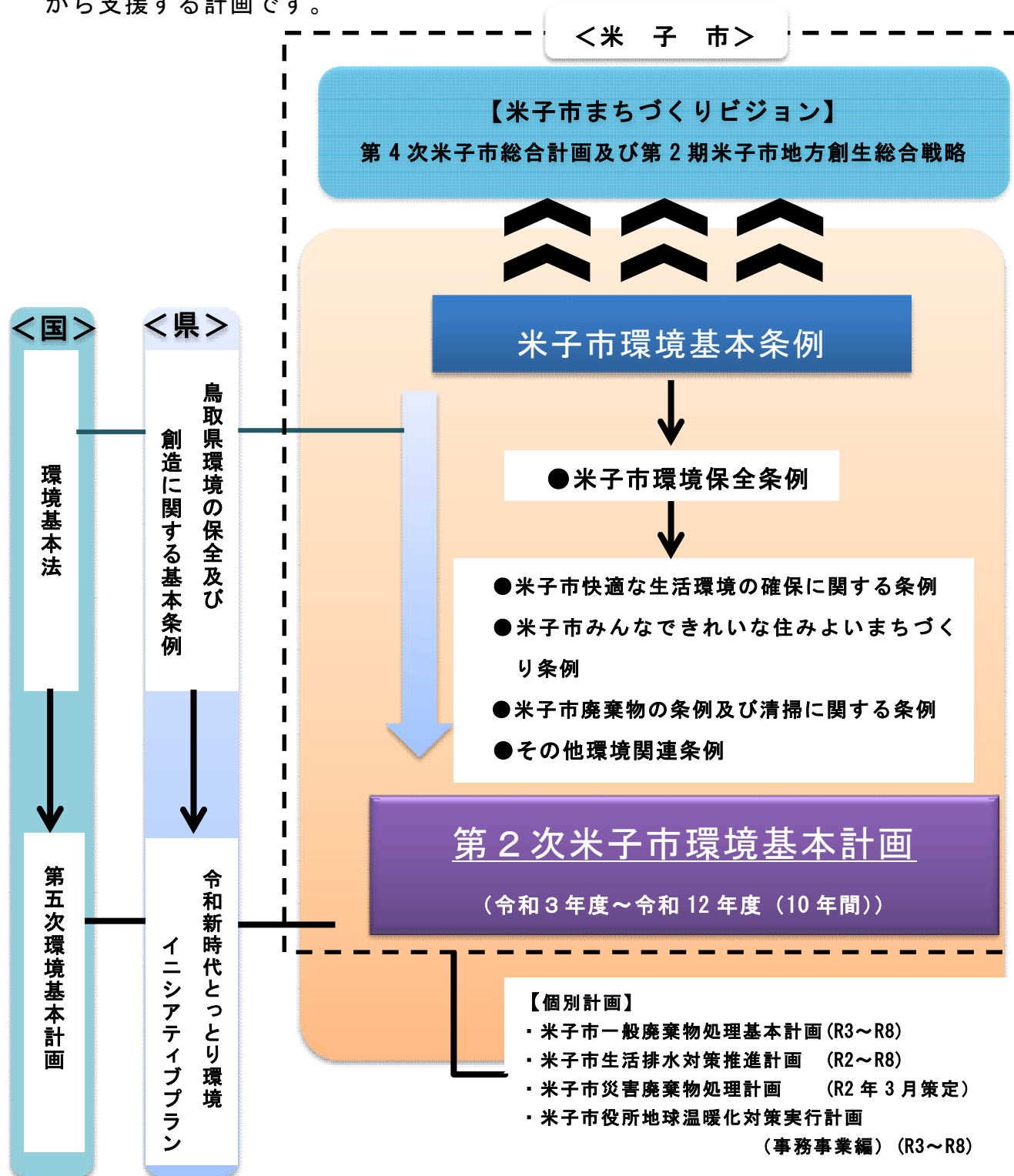
なお、この5つの基本目標は、国（第五次環境基本計画）や県（令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン：第3次鳥取県環境基本計画）の環境基本計画を踏まえた上で、米子市環境基本条例で定める基本理念（第3条）、基本方針（第7条）に基づき定めています。

基本目標	説明
①低炭素社会	気候変動に伴う自然災害等の危機感を共有し、本市の素晴らしい自然環境を次の世代へつなげるため、温室効果ガスを減らす社会を目指します。
②循環型社会	4R（Refuse：断る、Reduce：減らす、Reuse：繰り返し使う、Recycle：再生利用する）の推進や食品ロスの削減等を行い、持続可能な消費と生産の社会を目指します。
③自然共生社会	本市の豊かな自然・生態系を保全することにより、多種多様な野生動植物の生息環境を保全すると共に、自然環境が有する機能を保持し災害を防ぐことのできる、緑あふれる社会を目指します。
④安全・安心社会	公害の防止等を図ることによる生活環境の保全や、街の美化に取り組むことによる美しいまちづくりを進め、安全で安心して暮らせる社会を目指します。
⑤環境保全社会	環境学習や環境保全活動を推進することにより、個々人の環境に対する意識を向上することのできる社会を目指します。

(4) 計画の位置付け

第2次米子市環境基本計画は、国の「第五次環境基本計画」、県の「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」との整合を図りつつ、本市の環境の保全と創造に関する目標及び施策の方向を示したものです。

また、本市の最上位計画である「米子市まちづくりビジョン」を環境の側面から支援する計画です。



環境基本計画の構成

目指すべき環境像

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち
～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

基本目標	施策の柱	個別施策	基本目標達成における主な指標	
【1】低炭素社会	(1) 省エネルギー化の推進	重点（1 施策）、その他（5 施策）	指標① 指標② 指標③	①市域から排出されるCO2 排出量 ②市有施設から排出されるCO2 排出量 ③ため池バザードマップの作成
	(2) 再生可能エネルギーの導入推進	重点（1 施策）、その他（2 施策）		
	(3) 気候変動適応策の推進	重点（1 施策）、その他（5 施策）		
【2】循環型社会	(1) 4 R の推進	重点（1 施策）、その他（3 施策）	指標① 指標②	① 1 人 1 日当たりのごみ排出量 ②ごみの最終処分量
	(2) 食品ロスの削減	その他（3 施策）		
	(3) 廃棄物の適正処理	重点（1 施策）、その他（7 施策）		
【3】自然共生社会	(1) 森林・農地・湿地・海の適切な利用	重点（5 施策）、その他（10 施策）	指標① 指標②	①米子水鳥公園で実施された環境学習の実施件数 ②再生可能な荒廃農地の面積
	(2) 生態系の保全	その他（4 施策）		
【4】安心・安全社会	(1) 生活環境の保全	重点（4 施策）、その他（13 施策）	指標① 指標② 指標③	①生活排水処理に関すること ア汚水処理人口普及率 イ水流入戸数率 ウ浄化槽法定検査受検率 エ公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備面積 オ合併処理浄化槽補助基数 ②空家等の対策に関すること ア「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく適切な管理がなされていない空家等の改善 イ空き家利活用の推進 ③市民アンケート結果の回答数 （解決・改善したい環境項目「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」）
	(2) 美しいまちづくりの推進	重点（5 施策）、その他（5 施策）		
【5】環境保全社会	(1) 環境学習の推進	重点（2 施策）、その他（1 施策）	指標① 指標②	①中海・宍道湖一斉清掃（米子会場）の参加人数 ②市民アンケート結果による環境保全活動・環境教育の場への参加実績
	(2) 環境活動の協働	重点（4 施策）、その他（3 施策）		

重点(※)（25 施策）、その他（61 施策）	12 指標
-------------------------	-------

※重点・・・重点施策。米子市の上位計画であるまちづくりビジョンの主な取組で位置付けられた施策、担当課において数値目標を掲げ重要な施策として位置付けているもの。

◎市の具体的施策

次ページ以降の各項目ごとの表中、左欄「個別施策」に記載しています。

◎各施策の取組状況

原則、令和4年3月末を基準にしています。

◎各取組の進捗状況（自己評価）

過年度の取組実績と比較して、以下のとおり評価しています。

- 【○】 取組内容が改善・拡充
- 【○】 同等の取組を継続
- 【×】 取組遅延、未実施
- 【－】 その他

◎基本目標達成における主な指標

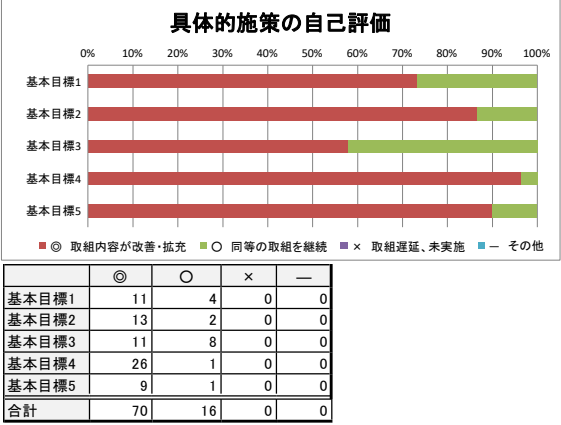
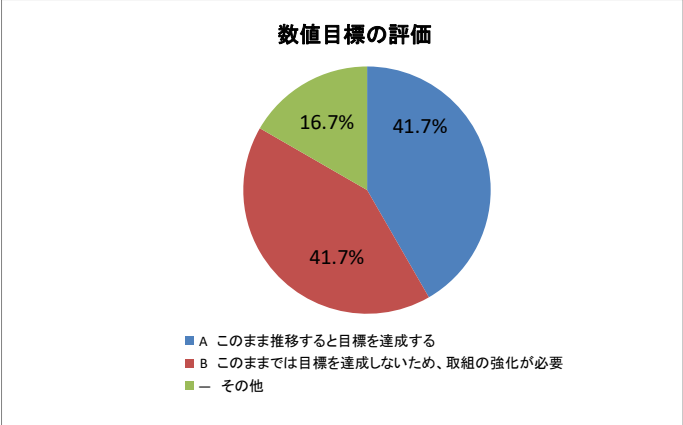
各機関等公表の最新値を記載しています。

◎数値目標（指標）の評価

過年度の数値等と比較して、以下のとおり評価しています。

- 【A】 このまま推移すると目標を達成する
- 【B】 このままでは目標を達成しないため、取組の強化が必要
- 【C】 目標の再検討や新たな取組が必要
- 【－】 その他

◎数値目標と具体的施策の評価



【1】低炭素社会

【基本目標達成における主な指標】

基本目標達成における主な指標	基準値（令和元年度）	指標値（令和７年度）	令和４年３月末現在	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
市域から排出されるCO2排出量	1,230千t-CO2 （平成２５年度）	1,021千t-CO2 （平成２５年度比17%削減）	988千t-CO2 （平成２５年度比19.6%削減）	A	環境政策課	最新値（令和元年度数値）
市有施設から排出されるCO2排出量	26,244千t-CO2 （平成２５年度）	15,746千t-CO2 （平成２５年度比40%削減）	15,903千t-CO2 （平成２５年度比39%削減）	B	環境政策課	平成30年度から増加しており、再エネ導入促進及び省エネ対策の見直しを行う。
ため池ハザードマップの作成	４箇所	３９箇所	22箇所	B	農林課	令和3年度に作成予定であった箇所を令和4年度に実施予定であり、令和4年度には35箇所となる予定である。

【1】低炭素社会－（１）省エネルギー化の推進

【重点施策】

個別施策	* 取組状況(令和４年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
公共交通機関の利用促進（運輸部門）	●公共交通の利用を促進するため、各種イベント等でのバス割引券の配布を実施したほか、高齢者向けバス定期券の購入助成や高校生の通学費助成を行った。 ●毎週金曜日をノーマイカーデーとして、通勤者を対象にしたノーマイカー運動を実施した。（バス運賃半額、協賛店舗特典） 【ノーマイカー運動実績】 - 参加者数1,255人（内訳：鉄道525人、バス314人、自転車226人、徒歩189人、他車相乗り1人）	◎	交通政策課	

【その他施策】

個別施策	* 取組状況(令和４年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
LED照明や高効率空調などの省エネルギー機器の普及促進（業務その他、家庭、産業部門）	●自治会によるＬＥＤ防犯灯設置に対し、補助金を交付している。 ●環境基本計画の周知啓発に合わせ、環境写真展の開催や環境学習における省エネかつ快適な生活にもつながる行動（COOL CHOICE）の啓発活動を実施した。	◎	防災安全課 環境政策課	
宅配便の再配達防止や物流業種の集積化による物流体制の効率化の推進（運輸部門）	●「COOLCHOICE」等の取組により周知啓発を行った。	○	環境政策課	米子市ホームページにおける周知方法を検討する。
高密度、高断熱住宅などの省エネルギー住宅の普及促進（家庭部門）	●市のホームページ等の広報を活用し鳥取県と連携し、「とっとり健康省エネ住宅普及促進事業」等省エネルギー住宅の普及促進に努めた。	○	防災安全課 環境政策課	具体的な普及方法が不十分であり、住宅政策課等関係課との連携について検討が必要である。
自転車を利用しやすい環境・システムづくりの推進（運輸部門）	●昨年に引き続き、自転車を利用しやすい環境を提供するため、県、境港市と連携し「白砂青松の弓ヶ浜サイクリングコース」を活用したイベント等の実施事業者に対して助成金の支給を行った。	○	スポーツ振興課	サイクリストの聖地化を推進するため、今年度新たに加盟した「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村の会」を通じた全国の市区町村との連携（取組事例の情報収集等）を回り、本市における今後の取組等を検討していきたい。
ISO14001や鳥取県環境管理システム（愛称「TEAS（テス）」）の普及啓発（業務その他、運輸部門、産業部門）	●市内の中小企業の環境配慮活動への取組の支援について鳥取県の制度等の周知啓発に努めていく。	○	環境政策課	具体的な周知啓発方法について検討の推進が必要である。

【1】低炭素社会－（２）再生可能エネルギーの導入推進

【重点施策】

個別施策	* 取組状況(令和４年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
下水処理場における消化ガス発電及び公民館４館における太陽光発電設置等、地域資源を活用したエネルギー事業の推進	●左記の事業については、令和3年度7月にて完成し、消化ガス発電機および公民館の太陽光発電電とも順調に稼働をしている。	◎	経済戦略課	

【その他施策】

個別施策	* 取組状況(令和４年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
固定資産税減免による再生可能エネルギー発電設備の導入支援	●出力500kw以上の大規模な太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備にかかる固定資産税（償却資産）の免除制度を実施していたが、令和３年４月１日をもって条例を廃止した。既に免除決定済みの資産の免除期間については最長で令和５年度まで。 * 課税免除実績 令和３年度・・・太陽光発電設備設置者４件、他の発電設備はなし	◎	固定資産税課	
鳥取県と協力し「再エネ 100宣言 RE Action」の普及啓発等、市内事業者へ対し、再生可能エネルギーの導入推進（業務その他部門、運輸部門、産業部門）	●鳥取県の「再エネ 100宣言 RE Action」セミナーへの参加、再生可能エネルギー普及事業との連携を行った。（RE 100 0 シーター事業等）	◎	環境政策課	

【1】低炭素社会－（３）気候変動適応策の推進

【重点施策】

個別施策	* 取組状況(令和４年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
災害時に農業用ため池が決壊した場合に迅速かつ安全に避難をする資料を作成し、地域住民の日頃の防災・減災意識を高める。	●ため池決壊などに対する地域防災の意識向上を図るとともに、市民の迅速かつ安全に避難を目的として地域住民の参加によるため池の現状や危険度の把握、決壊した場合の被災想定水位の確認、避難経路や避難場所等について地域で検討し、ため池ハザードマップを作成している。	◎	農林課	

【その他施策】

個別施策	* 取組状況(令和４年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
熱中症予防に係る周知・啓発の取組	●鳥取県による熱中症警報等の発出に基づき、関係各課へ周知を行っている。HPや広報誌に熱中症の情報を記載し、地区の集まりなどの際に、啓発用うちわの配布を行い啓発に取り組んでいる。令和４年度も鳥取県と対策連絡会議を開催し、啓発に取り組む予定としている。	◎	健康対策課	
水源かん養林の保全及び育成	●鳥取県持続可能な地下水利用協議会として、水源の涵養事業に係る森林整備活動に参加している。	◎	水道局	
洪水ハザードマップの作成・周知	●中海の浸水想定区域が修正されたことに伴い、ハザードマップデータを更新した。 - また、WEB版のハザードマップを構築し、水害リスクの周知に努めた。	◎	防災安全課	
警戒レベルを用いた避難情報の発令	●警戒レベルを含めた新たな避難情報（取扱い）について地域防災計画に定め、令和３年７月の大雨対応では、警戒レベルを用いて避難情報を発令した。	◎	防災安全課	
市道の除草、河川の浚渫及び側溝の清掃を推進するなど流出水対策の実施	●市道の除草や、地元で作業できない暗渠部の清掃を実施。また、河川の浚渫を実施している。	◎	道路整備課	

【２】循環型社会

【基本目標達成における主な指標】

基本目標達成における主な指標	基準値（令和元年度）	指標値（令和７年度）	令和４年３月末現在	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
1人1日当たりのごみ排出量	938g/人・日	870g/人・日	905g/人・日	A	グリーン推進課	
ごみの最終処分率	3.6%	3.6%	3.9%	B	グリーン推進課	ごみの最終処分率については、令和元年度に達成した3.6%を維持することを目標としている。令和3年度は、コロナ禍による活動自粛による影響によりごみの総排出量が減少した一方で、家庭の片付けごみに多い不燃物・不燃性粗大ごみは増加し最終処分量は増加した。

【２】循環型社会 －（１）４Rの推進

【重点施策】

個別施策	* 取組状況(令和４年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
市民や事業者に対し、ごみの発生抑制や物の再利用等の啓発を行う。	●市民に対しては、ごみ分別収集カレンダー、ごみ情報誌「よなごみ通信」の配布、ホームページでの啓発により分別徹底の周知を図っている。事業者に対しては、啓発パンフレットの配布、またホームページでも適正排出の協力を呼びかけている。	◎	グリーン推進課	

【その他施策】

個別施策	* 取組状況(令和４年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
グリーン購入等を通じて、リユース製品、リサイクル製品等の優先的な調達を行う。	●令和３年度グリーン購入実績は紙類、文具類等、通常実務調達においてはほぼ100%を達成している。引き続き環境負荷の低減を考慮した調達に努める。	◎	環境政策課	
学校給食における食品残さの堆肥化を図る。	●学校給食から出る食品残渣は、業務委託し、堆肥化している。	◎	学校給食課	
下水道汚泥の資源化による有効利用	●資源有効利用(セメント化、炭化)を継続して実施している。	○	施設課	

【２】循環型社会 －（２）食品ロスの削減

【その他施策】

個別施策	* 取組状況(令和４年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
食べきり運動等の普及啓発に努める。	●市HP、広報よなご、ごみ分別カレンダーへの掲載、庁舎動画広告、市施設へのポスター掲示、ふれあい説明会等を利用して普及啓発を図った。	◎	グリーン推進課	
生ごみ処理機等の普及啓発に努める。	●生ごみ処理機、処理容器の購入に補助金を交付し普及促進を図った * 令和３年度補助実績：生ごみ処理機２６台 処理容器８台	◎	グリーン推進課	
学校における食育の推進	●給食だよりの配布、市報への「学校給食いきいきこころしど」の掲載等により広く食の情報の周知を図っている。 ●毎月１９日の食育の日を「いきいきこめこデー」とし地元食材を取り入れた郷土料理等を実施している。	◎	学校給食課	

【２】循環型社会 －（３）廃棄物の適正処理

【重点施策】

個別施策	* 取組状況(令和４年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
分別収集によって資源化を図るとともに、ごみの減量化を図り、環境への負荷軽減に努める。	●ごみ分別カレンダーを全世帯に配布して、ごみの減量を啓発するとともに、広報よなごやよなごみ通信でごみの減量等について啓発を行っている。	◎	グリーン推進課	

【その他施策】

個別施策	* 取組状況(令和４年３月末現在)	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
米子市グリーンセンターからの排出ガス濃度を継続的に監視するとともに、法令及び自主規制値を厳守し、排出状況の測定結果を公表する。	●米子市グリーンセンターで毎月１回、排ガスと悪臭の測定を実施し、結果を市HPで公表している。	◎	グリーン推進課	
米子市グリーンセンターの効率的な運用を図る。	●ごみ搬入量等の推測による年間運転計画及び月間運転計画に基づく施設管理及び運用の実施を行っている。	◎	グリーン推進課	
不法投棄多発地域をパトロールし、不法投棄物の早期発見・対応に努める。	●不法投棄多発地域を重点地区に定め、不法投棄監視員を設置（７地区９名）し、不法投棄監視体制の強化を図っている。また、職員による監視パトロールを実施し、早期発見と適正処理に努めている。	◎	グリーン推進課	
関連法令などに基づき、市内で廃棄される冷蔵庫やエアコンなどの製品のフロン類について適正な回収・処理の普及啓発を推進する。	●家電リサイクルについて、ごみ分別収集カレンダーを全世帯に配布して、適正な処理ルートを知っている。また、スマートフォン用ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」を配信するとともに、分別早見表を市ホームページに掲載して周知している。	◎	グリーン推進課	
家庭から排出された水銀使用廃製品の適正処理を行う。	●蛍光灯・水銀体温計の区分を設けて分別収集を行っている。また、市役所・淀江支所・グリーンセンターで拠点回収を実施し、適正処理を行っている。	◎	グリーン推進課	
農業などの適正処理を推進する。	●農業などで市で処理が困難な製品については、購入した販売店やメーカー、処理専門業者等を紹介し、適正処理を行っている。	◎	グリーン推進課	
廃船や漁網などの漁業系廃棄物の適正処理を啓発する。	●FRP船の不法投棄の防止を図るため、FRP船リサイクルシステムの利用を市HP等で周知している。	○	水産振興室	

【３】自然共生社会

【基本目標達成における主な指標】

基本目標達成における主な指標	基準値（令和元年度）	指標値（令和７年度）	令和４年３月末現在	進捗状況（自己評価）	所管課	備 考
米子水鳥公園で実施された環境学習の実施件数	２５０件	２７５件	２１５件	B	環境政策課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施件数を制限。
再生可能な荒廃農地の面積	101ヘクタール	39ヘクタール （※R6年度末時点）	44ヘクタール	A	農林課	

【3】自然共生社会 - (1) 森林・農地・湿地・海の適切な利用

【重点施策】

個別施策	* 取組状況(令和4年3月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課	備 考
米子水鳥公園の運営による中海の賢明な利用の促進及び湿地環境の保全を実施する。	●米子水鳥公園において、各種事業を実施しており利用者の増加に努めた。 ※ 令和3年度入館者数 16,261人	◎	環境政策課	
中海及び米子水鳥公園の生態系調査研究により、地域の環境保全意識の向上を図る。	●公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団が実施する、中海及び米子水鳥公園の生態系調査研究活動及び中海圏域住民への環境保全意識向上に係る普及啓発活動に対して、補助金による支援を実施した。	◎	環境政策課	
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく土地利用及び担い手の育成を推進する。	●利用権設定等促進事業に取り組みとともに、農地中間管理事業を進め、担い手の育成を推進している。	○	農林課	
農地の集約化を図り、農家の規模拡大を促進する。	●担い手への農地集約を図る農地中間管理事業に取り組みとともに、新たに利用権設定を行った認定農業者へ助成金を交付し、農家の規模拡大を促進している。	○	農林課	
農業振興地域整備計画に基づく農用地域内の耕作放棄地対策事業を促進する。	●利用権設定を行い、耕作放棄地を解消する農業者に対して助成を行い耕作放棄地の解消を促進している。 * R3年度実績 81アール	○	農林課	

【その他施策】

個別施策	* 取組状況(令和4年3月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課	備 考
中海・穴道湖・大山園城市長会や環境保護団体などと連携して、ラムサール条約湿地である中海の環境保全・再生及び賢明な利用を促進する。	8月に「子ども探検スクール」の一つとして再生可能エネルギーをテーマとしたイベントを企画したが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止した。12月19日に冬季「子ども探検スクール」として中海の水鳥観察会の実施し、親子5組の参加があった。	◎	環境政策課	
平成31年（2019年）4月から始まった森林経営管理制度に基づいた森林の経営管理を実施する。	●林経営管理制度の実施に向けた意向調査を年度毎に選定した地域ごとに実施している。また、意向調査実施済みの地域の集積計画策定を予定している。	○	農林課	
松くい虫等防除事業を推進する。	●地域の状況に応じた松くい虫防除事業を実施 * R3年度実績：特別防除179ha、伐倒駆除0㎡、特別伐倒駆除47.441㎡ * R4年度見込：特別防除179ha、伐倒駆除0㎡、特別伐倒駆除50㎡	◎	農林課	
個別施策	* 取組状況(令和4年3月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課	備 考
緑の募金運動や一株植樹運動を通じて、緑化の推進を図る。	●森林の整備、緑化の推進を図る目的で、市民への啓発と緑の募金運動を実施した。 * R3年度募金額 2,207,079円 ●令和4年1月に一株植樹運動を実施した。 * R3年度 78本	○	農林課	
魚礁の設置などによって整備された沿岸漁場を適正に管理することで、効率的な漁業活動を支援する。	●美保湾沿岸域の魚礁に引っ掛かった漁網等の廃棄物を除去・処理する漁協に対して支援を実施している。	○	水産振興室	
樹木のある公園や緑地の保全を図る。	●公園及び緑地の維持管理については指定管理者制度により実施しており、適時適切に樹木等の管理育成を行っている。	◎	都市整備課	
地産地消に関する情報を提供する。	●一財）学校給食会から、毎月末に提供された産地情報をホームページに掲載している。 ●県に3回、地産地消率を報告している。	◎	学校給食課	
地産地消促進のため、学校給食への地場農畜産物の使用に努める。	●栄養職員等が入礼会等で検討し、可能な限り使用に努めている。	◎	学校給食課	
鳥取県やＪＡ、学校給食関係事業者と食材の生産・流通などについて情報交換を行う。	●ＪＡ鳥取西部と学校給食における地場産物の積極的な活用について情報交換を実施した。	◎	学校給食課	
環境保全型農業直接支援対策の推進による地域の水環境の向上	●環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を実施した。 * R3年度実績 1.26ha	◎	農林課	

【3】自然共生社会 - (2) 生態系の保存

【その他施策】

個別施策	* 取組状況(令和4年3月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課	備 考
県と協力して、希少野生動植物の保護に努める。	●特定希少野生動植物の保護のため、市内で民間業者による捕獲がある場合に捕獲種名の情報を県と情報共有し、違法採取につながらないよう努めた。	○	環境政策課	
生物多様性の重要性を啓発する。	●啓発用ポスター、リーフレット等を各小学校へ配布し、周知啓発に努めた。	○	環境政策課	
生物多様性の保全・持続可能な利用を推進する。	●米子水鳥公園において、貴重な動植物の保全及び市民に対する環境学習を実施した。 令和3年度実績 215件	◎	環境政策課	
特定外来生物の防除啓発及び駆除	●特定外来生物オオキンケイギク及びヒメアザミギクについて市HPや市報で広報啓発した。 ●市所管施設における特定外来生物オオキンケイギクの生育状況調査及び所管課による防除作業を実施した。	◎	環境政策課	

【4】安心・安全社会

【基本目標達成における主な指標】

基本目標達成における主な指標	基準値（令和元年度）	指標値（令和7年度）	令和4年3月末現在	進捗状況 (自己評価)	所管課	備 考
○生活排水処理に関すること ア：汚水処理人口普及率 イ：水洗化戸数率 ウ：浄化槽法定検査受検率 エ：公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備面積 オ：合併処理浄化槽補助基数	ア：90.3% イ：90.0% ウ：54.3% エ：2516.3ha オ：90基／年	ア：94.4% イ：91.8% ウ：56.1% エ：2272.5ha オ：100基／年	ア：91.8% イ：90.3% ウ：57.46% エ：2,636.0ha オ：97基／年	A	下水道企画課 下水道営業課 下水道整備課	
○空家等の対策に関すること ア：「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく適切な管理がされていない空家等の改善 イ：空き家利活用の推進（空き家バンクへの登録件数）	ア：13件／年 イ：－（令和2年度新設）	ア：10件／年 イ：10件／年	ア：9件 イ：7件	A	住宅政策課	新たな取組として令和4年度から固定資産税納税通知書へのチラシ同封を実施する。
市民アンケート結果の回答数（解決・改善したい環境項目：「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」）	55.8%	50.0%	令和6年度実施予定	－	環境政策課	

【4】安心・安全社会 - (1) 生活環境の保全

【重点施策】				
個別施策	* 取組状況(令和4年3月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課	備 考
○生活排水処理施設の整備 ・公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備 ・公共下水道の早期整備が見込まれない区域における合併処理浄化槽の設置促進 ・下水道整備完了地域における下水道接続の普及促進 ・浄化槽	●新規管きょ整備について年間60haを目標に整備を行っている。 (令和3年度実績59.42ha) ●当分の間下水道整備が見込まれない区域において、住宅・事業所等のくみ取り槽、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽への転換をする者に対して補助制度を実施している。(設置目標年間100基 令和4年3月末現在97基) ●制度普及のため戸別訪問を実施している。 ●浄化槽の保守点検、清掃、法定検査の必要性を市報、ホームページ等で周知している。 ●法定検査の受検者で不適正結果になった者に対し、改善措置をするように通知している。 ●法定検査未受検者に対して受検勧奨通知している。 ●前年度補助金受給者に対して法定検査結果の提出依頼を実施している。	◎	下水道整備課 下水道営業課	
スカカ被害対策の推進	●広報よなご、市ホームページによる予防方法やスカカの発生状況などの広報、弓浜地区の小学校、保育園及び幼稚園に対する文書による周知を行い、注意喚起を図った。 ●地域で実施可能な土壌対策の確立を目指して、モデル地区における住宅地周辺の荒廃農地において、石灰散布、耕うん及び除草作業を行う自治会又は土地所有者に対する補助事業を実施し、駆除作業効果の検証試験を実施した。 ●令和4年度はモデル事業と同じスキームで実施し、アンケート調査等により地元のご意見を伺い、地域で継続的に実施可能な対策を引き続き検討していくこととしている。	◎	環境政策課	
管理不全の土地に関する指導の実施	●空き地については、空き地の管理を義務化した「空き地の適切な管理に関する条例」の制定を目指した。 ●所有者による管理を促進するための施策として、米子市空家・空地管理事業者登録・紹介制度による除草事業者の情報提供、ふるさと納税制度による返礼品として除草サービスの提供、空き地バンクによる空き地の売買・賃貸に係る情報提供、固定資産税納付書への啓発チラシの同封等により、適正な管理を図った。	◎	環境政策課	
犬・猫に対する衛生管理指導の実施	●動物の適正な飼養については、ホームページ等を活用した啓発を行っている。また、鳥取県に協力し、訪問による適正飼育に関する指導を行っている。 ●県やボランティアが実施する犬猫の譲渡会の開催について、引き続き協力するとともに、飼い主のいない猫対策については、地域ニーズ及び課題に関する調査・研究を実施した。	◎	環境政策課	

【その他施策】				
個別施策	* 取組状況(令和4年3月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課	備 考
「中海に係る湖沼水質保全計画」、「米子市生活排水対策推進計画」に基づいた水質浄化対策の推進	●令和8年度末までに、汚水処理人口普及率95％達成するため、令和元年度から下水道管きょ整備量の増加及び合併処理浄化槽補助制度の拡大を図っている。 ●米子市の水質保全施策の取り組み及び県への報告を行っている。	◎	環境政策課 下水道企画課	
中国電力に対する島根原子力発電所の安全対策の充実と安全協定の立地自治体と同等の内容への改定を求める。	●安全協定改定協議会の開催等により関係者と協議し、安全確保等について立地自治体と差のない協定への改定が内定した。令和4年4月上旬に調印予定である。 ●安全対策の充実については、文書による申し入れを行った。安全対策に終わりはなく、今後も継続して求めている。	◎	防災安全課	
家庭ごみの野外焼却禁止について啓発の実施	●市ホームページ、市報、ごみカレンダー、パンフレットによる啓発を実施した。 ●通報、問い合わせに対しては個別に対応し、焼却現場に向かうなどした現地指導を実施した。	◎	環境政策課	
大気汚染緊急時（光化学オキシダント、PM2.5）における市民への注意喚起	●微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起を市ホームページ等により周知した。	◎	環境政策課	
水質汚濁にかかわる環境基準の達成・維持に向け、常時監視を県と連携して実施する。	●県の公共用水域水質測定計画に基づき河川水質調査及び市独自の河川水質調査の実施した。 ●中海における水質等を把握するため、委託による水質調査を実施した。	◎	環境政策課	
生活環境に関する市民からの苦情・相談に対する対応（騒音・振動・悪臭）	●生活環境に関する市民からの苦情・相談については、環境騒音測定や事業場立ち入り指導を実施した。	◎	環境政策課	
国・県などと連携した環境放射線モニタリング情報の入手及びモニタリング結果の公表	●鳥取県の公表する環境放射線モニタリング情報について周知した。	◎	環境政策課	
地下水汚染対策として、施肥の適正化や家畜排せつ物の適正処理の推進	●環境保全型農業の推進による施肥の低減化や、家畜排せつ物法等に基づく、家畜排せつ物の適正処理、堆肥化による循環型農業の推進についての啓発を実施している。	○	農林課	
環境にやさしい農業を県、ＪＡと連携して推進	●中海の水質浄化対策として成実地区の浅水代播きの取組を推進している。	◎	農林課	
アスベスト撤去支援事業の推進	●吹き付けアスベストについて、分析調査及び除去等工事に係る費用の補助を実施している。 (補助上限額)分析調査：250千円/1棟（10/10） 除去：10,000千円/1棟（15,000千円の2/3） ＊令和3年度（3月末現在） 分析調査：1件250千円 除去：2件8,080千円	◎	建築相談課	
需要に応じた工業用水の確保と安定供給の実施	●供給先の需要がなくなったため、令和3年度末で工業用水道事業を廃止した。	◎	水道局	
水源の更新や開発の推進	●廃止した工業用水道水源を上水道水源として活用し、新たな水源とする事業を推進している。 ●戸上水源地の井戸更新を継続的にを行い、安定取水を図っている。	◎	水道局	
鳥取県持続可能な地下水利用協議会と連携した地下水源の適正利用	●鳥取県持続可能な地下水利用協議会と連携し、取水量の適正化を図っている。	◎	水道局	

【4】安心・安全社会 - (2) 美しいまちづくりの推進

【重点施策】				
個別施策	* 取組状況(令和4年3月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課	備 考
様々な歴史的文化遺産についての調査研究の推進	●米子城下町の町家・町並み調査研究事業の成果として、まちあるきガイドブックを刊行・配布した。 ●県と共同で市内の名勝庭園調査に取り組んでいる。	◎	文化振興課	
有形・無形の文化財を適切に保護及び保存し次世代に継承していくために、指定文化財の保護及び保存の充実並びに未指定文化財の保護及び文化財指定の促進	●未指定文化財も含めた文化財の保護を進めるため文化財保存活用地域計画の作成を行っている。 ●有形文化財3件（考古資料2、歴史資料1）を新たに市指定文化財とした。 ●市指定文化財の候補4物件について、文化財保護審議会に諮問して検討を行っている。	◎	文化振興課	
米子市都市計画マスタープランに基づく、効率的かつ計画的な土地利用の推進	●市街化区域及び市街化調整区域の区域区分、用途地域の地域地区等により、効率的で計画的な土地利用を推進している。	◎	都市創造課	
米子市空家等対策計画に基づく、空家等に関する対策の総合的かつ計画的な実施	●空家等の利活用の促進のため、モデル地区を設定し取組を実施している。 ●他自治体の取組事例の調査研究を行っている。	◎	住宅政策課	

空家等に係る現状調査の実施、所有者等による空家等の適切な管理の促進、住民等からの空家等に関する相談の実施及び管理不全な空家等への対応並びに支援の実施	●通報のあった空家等に対する現状調査を実施している。 ●空家・空地管理事業者登録・紹介制度を創設した。 ●空家等の総合窓口として、庁内関係課等と連携して対応を実施している。 ●「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適切な管理がされていない空家等の所有者に対し助言・指導を実施している。 ●緊急安全措置を実施している。 ●特定空家等除却支援事業を実施している。	◎	住宅政策課	
【その他施策】				
個別施策	* 取組状況(令和4年3月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課	備 考
安心・安全に利用できる公園施設の確保	●指定管理者による施設等の保守点検及び清掃のほか、公園施設長寿命化計画に基づく遊具の更新を実施している。	◎	都市整備課	
市街地における緑の創出と、都市景観向上のため公共施設の緑化の推進	●市街地の街路樹の維持管理を実施している。	◎	道路整備課	
米子市景観計画に基づく建築物・工作物などの建築や建設などの届出審査、公共事業における通知制度などによる良好な景観の創出	●米子市景観計画に基づく行為届出書の審査及び許可と通知書の受理等を行っている。	◎	建築相談課	
米子市都市景観施設賞などによる、景観形成に関する市民への情報提供・啓発	●都市景観施設賞の募集による表彰を行った。(2月下旬)	◎	建築相談課	
魅力ある景観形成のため、鳥取県屋外広告物条例の許可申請の周知・啓発	●屋外広告物表示・掲出物件設置許可申請の審査及び許可等を実施している。	◎	建築相談課	

【5】環境保全社会						
【基本目標達成における主な指標】						
基本目標達成における主な指標	基準値 (令和元年度)	指標値 (令和7年度)	令和4年3月末現在	進捗状況(自己評価)	所管課	備 考
中海・穴道湖一斉清掃（米子会場）の参加人数	1,163人	1,300人	407人	B	環境政策課	令和3年度は、荒天により中止のため、代替事業を実施。
市民アンケート結果による環境保全活動・環境教育の場への参加実績	— (※中間見直し時実施予定の市民アンケートにて新たに設問を設けます。)	60.0%	令和6年度実施予定	—	環境政策課	

【5】環境保全社会 - （1）環境学習の推進					
【重点施策】					
個別施策	* 取組状況(令和4年3月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課	備 考	
市民への環境学習の機会の提供	●ふれあい説明会、公民館講座等を活用し、環境学習の機会を提供した。	◎	環境政策課 クリーン推進課 生涯学習課		
広報誌、ごみカレンダー、ホームページなどを活用した環境情報の発信	●スマートフォン用ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」、市HP、広報よなご、よなご通信、ごみカレンダー、庁舎動画広告等を利用して発信している。	◎	環境政策課 クリーン推進課		
【その他施策】					
個別施策	* 取組状況(令和4年3月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課	備 考	
自然と環境の保全に向けた啓発活動の推進	●米子市環境写真展を開催 令和3年4月1日～5月9日（3会場） ●米子高校との共同による広報活動の実施（「広報よなご」への4コマ漫画掲載、加茂川看板の作成等） ●市職員によるボランティア清掃活動により啓発活動を実施した。	◎	環境政策課		

【5】環境保全社会 - （2）環境活動の協働				
【重点施策】				
個別施策	* 取組状況(令和4年3月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課	備 考
地域住民、環境美化団体などと連携して環境イベントを開催し、環境に関する啓発を実施することにより広く市民の環境意識の向上を図る。	●市内一斉清掃の際にはボランティア袋を支給し、活動を支援している。また、広報よなご、ホームページで市内一斉清掃への参加の呼びかけを行っている。 ●中海を舞台とする環境啓発イベントとして11月に開催予定の、地域住民が主催する彦名・水鳥ふれあいウォーキング大会」と連携し、啓発を行った。	◎	環境政策課 クリーン推進課	
「ラムサル条約湿地中海・穴道湖一斉清掃」など、周辺自治体との環境保全活動の実施	●「ラムサル条約湿地中海・穴道湖一斉清掃」について、令和3年度は荒天のため中止（米子会場）。代替事業として、令和3年10月に「中海清掃」の実施し、18団体、約407人が参加した。	◎	環境政策課	
中海、穴道湖、大山園城市長会と連携して、中海の水質改善・利活用の促進	8月に「子ども探検スクール」の一つとして再生可能エネルギーをテーマとしたイベントを企画したが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止した。12月19日に冬季「子ども探検スクール」として中海の水鳥観察会の実施し、親子5組の参加があった。	◎	環境政策課	
地域資源を活用した全日本トリアスロン皆生大会などのイベント開催や、エコリズム・スポーツツーリズムなど地域の特性・魅力を活かした体験型観光の育成と振興	●新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年度に実施を予定していた規模の大きな大会は軒並み中止となり、具体的な取組みが進められていない状況である。 そのため、まずは全日本トリアスロン皆生大会や皆生・大山シートワークサミットなど、2年続けて中止となった中核イベントをしっかりと再開・継続していくために、関係者と連携を図りながら検討を進めていく。	○	スポーツ振興課	

資料編

- 1 米子市環境基本条例
- 2 環境都市宣言
- 3 環境関連用語集
- 4 環境関係年表（主なできごと）

1 米子市環境基本条例

米子市環境基本条例

平成 17 年 3 月 31 日 条例第 95 号

私たち米子市民は、碧輝く日本海を望み、秀峰大山に連なる緑あふれる山々に抱かれながら、地域固有の文化を育みつつ、長い歴史を形作ってきた。これら豊かな自然の恵みをはじめとする地域の環境は、先人から受け継いだかけがえのない市民の財産であり、私たちが健康で文化的な生活を営むために欠くことのできないものである。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の拡大や資源浪費型の生活形態への変化は、生活の利便性を高めていく一方で、環境への負荷を急速に増加させ、身近な地域の自然環境や生活環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしてきている。

このような現状を認識した上で、人と自然との共生と資源の循環を基本として、環境の保全及び快適な環境の創造に努め、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことが、今、人類すべてに課せられた重大な責務である。

私たち米子市民は、一人ひとりの行動と連携により、自然、歴史、文化等地域の特性を生かした環境の保全及び快適な環境の創造に努めるとともに、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、ここに条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び快適な環境の創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について基本理念を定め、市、市民及び事業者の果たすべき責務及び役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状況又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその成育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者の公平な役割分担と連携により、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを確実に将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図るとともに、歴史、文化等地域の特性を生かした潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源の循環を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目的として行わなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において着実に取り組むことにより、積極的に推進しなければならない。

(市の責務及び役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策(以下「環境施策」という。)を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者の自主的な環境の保全及び創造に関する取組を支援するとともに、これに協力するものとする。

(市民の責務及び役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の排出の抑制等、環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

（事業者の責務及び役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任において、事業活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、環境を保全するために必要な措置を積極的に講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生及び排出の抑制等を推進するとともに、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めなければならない。

3 事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び市民が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画等

（環境施策の基本方針）

第7条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、施策相互の連携を図るとともに、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- （1） 市民の健康の保護及び快適な生活環境の確保
- （2） 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全
- （3） 地域の特性を生かした景観の形成その他自然、文化、産業等の調和の取れた快適な環境の創造
- （4） 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進
- （5） 地球環境保全に資する取組の推進

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 環境の保全及び創造に関する目標
- （2） 環境の保全及び創造に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、第19条第1項の米子市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性を図るとともに、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2節 環境施策

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるように、環境の保全及び創造に関する教育並びに市民及び事業者の自主的な学習及び活動を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第12条 市は、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに、市民に対してこれを適切に提供するように努めるものとする。

(公害等の防止)

第13条 市は、公害を防止するために必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成及び負担)

第14条 市は、市民及び事業者が行う環境への負荷の低減のための自主的な活動を促進するため、助成その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷を低減するために必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、必要な範囲において負担を求めることができる。

（資源の循環的利用等の促進）

第 1 5 条 市は、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（推進体制の整備）

第 1 6 条 市は、市民及び事業者と連携し、環境施策を計画的かつ効果的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第 1 7 条 市は、地球環境保全及び広域的な取組を要する環境施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

（監視体制等の整備）

第 1 8 条 市は、環境の状況を把握し、環境施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

第 3 章 米子市環境審議会

（設置及び所掌事務）

第 1 9 条 環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 4 4 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して基本的な事項を調査審議するため、米子市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（1） 環境基本計画に関する事項

（2） 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要な事項

3 前項に定めるもののほか、審議会は、環境の保全及び創造に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第 2 0 条 審議会は、委員 2 5 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1） 学識経験のある者

（2） 関係行政機関の職員

（3） 民間団体の代表者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(部会)

第23条 審議会に、必要に応じて部会を置き、会長の指名する委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会に関する事務を総括する。

4 部会長は、部会において調査審議した事項を審議会に報告するものとする。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 省略

2 環境都市宣言

環 境 都 市 宣 言

平成18年3月28日議決

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など自然は生きとし生けるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球にすむものに調和をもたらすものです。

しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇などの自然環境の破壊は、今や地域から地球規模までに拡大し、人類の存続基盤が危うくなりかねない事態を迎えています。

我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知のあかしとして、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくり上げていきます。

我々は、健全な自然環境が人間の営みと不可欠なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直し、次世代を初め後世に禍根を残さない循環型社会を形成するために、住民、企業、自治体が一体となり、環境先進都市を目指すことを宣言します。

3 環 境 関 連 用 語 集

用語	フリガナ	解説
3R	3R	リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）のこと。
4R	4R	リフューズ（不要なものを断る）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）のこと。
BEMS	BEMS	Building Energy Management Systemの略。 IT技術の活用により、業務ビルにおいて、室温や人が室内にいるか否かなどの室内状況をセンサー等によりリアルタイムに把握し、室内状況に対応した照明・空調等の最適な運転を可能にする等、業務ビルの省エネルギー管理を支援するシステム。
BOD	BOD	Biochemical Oxygen Demandの略で、日本語では生物化学的酸素要求量。 河川の汚れの指標で、この値が大きいほど汚濁している。
COD	COD	Chemical Oxygen Demandの略で、日本語では化学的酸素要求量。 湖沼・海域の汚れの指標で、この値が大きいほど汚濁している。
COP	COP	締約国会議（Conference of the Parties）の略で、環境問題に限らず、多くの国際条約のなかで加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動に関する会議である「国連気候変動枠組条約締約国会議」は有名で、報道などでは通称「COP」と略される。
DO	DO	Dissolved Oxygenの略で、日本語では溶存酸素。 水の汚染状態を示す一つの指標で、水に溶けている酸素量のことをいう。汚染度の高い水中では、水中の溶存酸素を消費して、有機物を分解するので、溶存する酸素が少なくなり、魚介類の生存を脅かすようになる。
ESCO事業	ESCOジギョウ	Energy Service Companyの略称。省エネルギー改修にかかる経費を改修後の光熱水費の削減分で賄う事業。
ESD 教育	ESD キョウイク	Education for Sustainable Development の略で、「持続可能な開発のための教育」の意味。
ESG投資	ESGトウシ	従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のこと。
EV	EV	Electric Vehicle の略で、日本語では電気自動車。ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動させるのに対して、電気自動車は電気を充電した蓄電池の電力でモーターを動かすことで車を駆動させる。
EV100	EV100	令和2年までに事業利用における車両の100%を電気自動車にするなど目標を掲げた、企業による電気自動車の利用や環境整備促進を目指す国際ビジネスイニシアティブ。
FCV	FCV	Fuel Cell Vehicle の略で、日本語では燃料電池自動車。ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動させるのに対して、燃料電池自動車は、水素を燃料とする燃料電池で発電した電力でモーターを動かすことで車を駆動させる。
FIT	FIT	【固定価格買取制度】 再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。
HEMS	HEMS	「Home Energy Management System（ホーム エネルギー マネジメント システム）」の略で、情報技術を駆使して一般住宅のエネルギーを管理するシステム。太陽光発電パネルなどの発電設備、家電製品や給湯機器などをネットワークでつなぎ、自動制御する。
IPCC	IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Changeの略で、日本語では国連気候変動に関する政府間パネル。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。
ISO14001	ISO14001	国際標準化機構（ISO）による企業・法人・団体の環境マネジメントと監査に関する国際規格。企業・法人・団体の活動に伴う環境影響を継続的に改善していくための活動を管理・監査するシステム（参照 環境マネジメント）
ISO14001	ISO14001	環境マネジメントシステムの仕様（スペック）を定めた国際規格。
J-クレジット制度	J-クレジットセイド	省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO2などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。
MaaS	マース	Mobility as a Serviceの略で、ICTを活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を1つのサービスとしてとらえ、シームレス（途切れのない、繋ぎ目のない）に繋ぐ新たな「移動」の概念。
PHV	PHV	Plug-in Hybrid Vehicle の略で、日本語では、プラグインハイブリッド自動車。外部電源から充電できるタイプのハイブリッド車で、走行時にCO2や排気ガスを出さない電気自動車のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車。
RE100	RE100	Renewable Energy 100%の略。企業自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す企業が加盟する国際的なイニシアティブ（消費電力量10GWh以上の企業を対象）。
Renewable	Renewable	「再生可能な」という意味。

用語	フリガナ	解説
PPA	PPA	Power Purchase Agreement 需要家が発電事業者から再生可能エネルギーの電気を長期（10年以上）購入する電力購入契約。需要家が所有する建物の屋根等に発電事業者が発電設備を設置し、その設備で発電した電力を需要家が直接又は小売電気事業者を介して購入するオンサイトPPAと、発電設備から系統線を経由して電力供給を受けるオフサイトPPAとに大別される。
PPS(新電力)	PPS(シンデンリョク)	契約電力が50kW以上の需要家(電力を購入し消費する者)に対して、一般電気事業者が有する電線路を通じて電力供給を行う特定規模電気事業者(小売自由化部門への新規参入者)のこと。別名(旧称)PPS(Power Producer and Supplier)。
RPF	RPF	Refuse derived paper and plastics densified Fuel の略で、主に産業系廃棄物のうち、マテリアルリサイクルが困難な古紙及び廃プラスチック類を主原料とした高品位の固形燃料。
RPS法	RPSホウ	「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の略称。2002年6月に公布され、電気事業者に対して一定量以上の新エネルギー等を利用して得られる電気の利用を義務付けている。
SDGs	SDGs	Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標のこと。平成27年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標のこと。
Society5.0	Society5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。IoTで全ての人とモノが繋がり、様々な知識や情報が共有され、今までに無い新しい価値を生み出すことで、課題や困難を克服。また、人工知能(AI)により、必要な情報が必要ときに提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服される。
TEAS	TEAS	県内の中小企業等の環境配慮活動への取組を容易にするため、環境配慮行動を審査登録・公表する県独自の制度として定めた鳥取県版環境管理システムのこと。
V2H	ブイ・トゥー・エイチ	Vehicle to Homeの略で、「クルマ(Vehicle)から家(Home)へ」を意味するこの言葉は、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等に蓄えられた電力を、家庭用に有効活用する考え方のこと。
VPP	バーチャルパワープラント	Virtual Power Plantの略で、日本語では仮想発電所。多数の小規模な発電所や、電力の需要抑制システムを一つの発電所のようにまとめて制御を行うこと。
ZEB	ゼブ	Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略で、快適な室内環境を保ちながら、高断熱化・日射遮蔽、自然エネルギー利用、高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物。
ZEH	ゼッチ	Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略で、住まいの快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下となる住宅。
アイドリングストップ	アイドリングストップ	駐車時や停車時に、自動車のエンジンを空転させることをやめること。
アジェンダ 21	アジェンダ 21	「環境と開発に関する国連会議」において、採択された「持続可能な開発のための人類の行動計画」をいう。今後、各国政府をはじめ、地方公共団体、労働界、産業界、科学的・技術団体、NGO等のいろいろな社会構成主体が、21世紀に向けてともに連携しつつ、着実に実行に移していくべき様々な課題が40章にわたって述べられている。
アダプトプログラム	アダプトプログラム	市民と行政が協働で進めるまち美化プログラムのこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味。企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。
一般廃棄物	イッパンハイキブツ	産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。
インベントリ	インベントリ	「温室効果ガス排出・吸収目録」、「温室効果ガスインベントリ」、「GHGインベントリ」とも呼ばれる。ある国や地域(自治体)、組織が1年間に排出・吸収する温室効果ガスについて、どのようなガスの種類があるか、どのような活動が起因しているかなどを示す一覧のこと。
エコツーリズム	エコツーリズム	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。
エコドライブ	エコドライブ	ゆっくり加速、ゆっくりブレーキ。車間距離にゆとりを持つなど、燃料消費量やCO2排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる“運転技術”や“心がけ”のこと。
エシカル消費	エシカルショウヒ	地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動。
温室効果ガス	オンシツコウカガス	太陽からの光で暖められた地球の表面から、地球の外へ放出される赤外線を吸収し、地球の表面へ再放出し、地球の表面附近の大気を温める効果を持つガス。

用語	フリガナ	解説
カーシェアリング	カーシェアリング	自分の車を持たずに必要な時に使用目的に合った車を自家用車と同じように手軽に共同利用するシステム。
カーボン・オフセット	カーボン・オフセット	日常生活や経済活動において避けることができない CO2 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。
カーボンニュートラル	カーボンニュートラル	ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロになることを指す。
小型家電リサイクル法	コガタカデンリサイクルホウ	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の略称。 使用済みの小型家電を回収・リサイクルし有用金属等を再利用するための法律で、市町村が回収し、認定事業者が再資源化を行う。
化石燃料	カセキネンリョウ	動植物の死骸などの有機物が長い年月をかけて変質し、資源として採掘され使用されている物質の総称。石炭・石油・天然ガスなどが該当。
合併処理浄化槽	ガッペイシヨリジョウカソウ	し尿と、台所や風呂から出る雑排水を併せて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると河川の水質に与える影響をおよそ 1/9 に減らすことができる。
環境影響評価(環境アセスメント)	カンキョウエイキョウヒョウカ(カンキョウアセスメント)	環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に伴って生ずる環境への影響について事前に調査・予測・評価するとともに環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見も踏まえた上で、事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うための仕組み。
環境家計簿	カンキョウカケイボ	ライフスタイルの見直しを目指して、日々の生活において、環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。家庭における電力、ガス、水道などのエネルギーや資源の消費量、廃棄物の排出量等を定期的に記録する帳簿等がその例。
環境基準	カンキョウキジュン	環境基本法により国が定めるもので、「大気の大気汚染、水質の水質汚濁、土壌の土壌汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準。
環境基本法	カンキョウキホンホウ	平成 5 年 11 月 19 日に公布、施行された法律。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の 3 つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境保全に係る責務を明らかにしている。
環境施設帯	カンキョウシセツタイ	高速道路・国道など幹線道路に隣接する地域の生活環境を保全するために、騒音・振動・大気汚染等の道路交通に起因する障害に対処するため、道路用地として確保される一定幅員の空間をいう。
環境推進員制度	カンキョウスイシンインセイド	環境保全に関する活動を推進するため、普及啓発活動の地域リーダーとなる市民を育成する制度。
環境と開発に関する国連会議(地球サミット)	カンキョウトカイハツニカンスルコクレンカイギ(チキョウサミット)	地球環境問題が国際的な課題となる中、持続可能な発展をキーワードに多くの政府関係者、科学者、NGO 等が参加して平成 4 年 6 月にブラジルで開催された。多くの国家元首が参加して地球環境問題等について議論が行われたため「地球サミット」ともいわれている。会議の成果として、「環境と開発に関するリオ宣言」や「アジェンダ 21」の採択等が行われた。
環境美化推進区域	カンキョウビカスイシンクイキ	きれいな住みよいまちづくりを推進し環境美化意識の一層の向上を図るため、特に必要と認められる区域として、市が指定した区域。(加茂川河口周辺、上淀廃寺周辺、米子水鳥公園周辺を指定した。)
気候変動枠組条約(UNFCCC)	キコウヘンドウワクグミジョウヤク	気候変動に関する国際連合枠組条約(United Nations Framework Convention on Climate Change)の略称。地球温暖化対策に世界全体で貢献していくことを定めた国際的な条約。
急速充電器	キウソクジュウデンキ	電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHV)の電力を急速に充電する機械。交流で充電する普通充電器と違い、急速充電器ではEVの電池に直流で充電する。
京都議定書	キョウトギテイショ	平成9年に京都で開催された「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議(COP3)」で採択された議定書。地球温暖化防止のため温室効果ガス削減に向けた目標値や手法などについて定めている。日本は平成2年を基準として平成20年から 12 年の間に、温室効果ガス6%削減することを約束している。
クールシェア	クールシェア	エアコンの利用により電気の使用量が多くなる夏の昼間、節電のために暑さをがまんするのではなく、涼しい場所にみんなで集まり、家庭や地域で楽しみながら省エネ・節電に繋げる取組。
グリーンインフラ	グリーンインフラ	自然環境の持つ多様な機能を人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。
グリーンカーテン	グリーンカーテン	植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。

用語	フリガナ	解説
グリーン購入	グリーンコウニュウ	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
グリーンコンシューマー	グリーンコンシューマー	環境を大切に商品やサービスを選択する消費者。あらゆる買い物について少しでも環境への影響の少ないものを選ぶことで、エコロジ的な生活を実現していくとともに、「商品の選択」という消費者の力でメーカーや流通業などの環境への取り組みを促し、社会全体のエコロジ化をすすめることを目的としている。
コージェネレーション	コージェネレーション	熱電供給システムとも呼ばれ、燃料の燃焼により発生する高温の熱を利用して発電を行うと同時に、その排熱を利用して温水や蒸気を発生させ、給湯や冷暖房に使用するシステム。ビルの所有者などが冷暖房の熱源を得ると同時に電力を発生させることを目的にする場合と、電力会社が電力を発生すると同時に排熱を利用することを目的とする場合がある。
固形燃料化(RDF)	コケイネンリョウカ(RDF)	ごみなどの廃棄物から可燃性成分を選別し、粉碎・粒度調整・成型固化などの加工を施して固形化した燃料。暖房や発電の燃料として使用する。
サーマルリサイクル	サーマルリサイクル	廃プラスチックを含む廃棄物を直接燃焼して、その熱をスチームあるいは電力として回収する方法。
再エネ 100 宣言 RE Action	サイエネ 100 センゲン RE Action	自治体、教育機関、医療機関等及び消費電力量 10GWh 未満の企業を対象とした、使用電力の再エネ100%化宣言を表明しとて行動していくイニシアティブ。
再生可能エネルギー	サイセイカノウエネルギー	太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱など、永続的に利用することができるエネルギー。
30by30	サーティバイサーティ	2030年までに地球の陸と海の30%以上を自然環境エリアとして保全することを目標。
サプライチェーン	サプライチェーン	事業者が行う原料調達・製造・物流・販売・廃棄等の一連の流れ。
産業廃棄物	サンギョウハイキブツ	工場、事業場における事業活動に伴って生じる燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等を指し、産業廃棄物以外の廃棄物である一般廃棄物と区別される。産業廃棄物は、事業者自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないように適正に処理する責務がある。
自然公園	シゼンコウエン	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。自然公園法(昭和 32 年)により、国立公園と国定公園は国が指定、環境省主管、都道府県立自然公園は都道府県が条例によって指定。いずれも、自然の風景地を保護し、利用の促進、国民の保健、休養、教化に役立てる目的である。
需要家	ジュウカ	電気やガスなどについて、その供給を必要とし、供給を受けて使用している者。
食品ロス	ショクヒンロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
ステークホルダー	ステークホルダー	ある企業の意思決定や活動に関わる全ての利害関係者のこと。
ストレージパリティ	ストレージパリティ	蓄電池を導入しないよりも、蓄電池を導入した方が経済的メリットのある状態のこと。
スポーツツーリズム	スポーツツーリズム	スポーツを「観る(観戦)」「する(楽しむ)」ための移動だけではなく、周辺の観光要素や、スポーツを「支える」人々との交流や地域連携も付加した旅行スタイル。
スマートグリッド	スマートグリッド	エネルギー需要を把握して、電力の流れを供給側・需要側の両方から制御最適化し、効率よく電気を送電するしくみのこと。
ゼロエミッション	ゼロエミッション	排出(=emission)をゼロにすること。ある場所で排出した廃棄物、副生物などを別の場所で再利用し、自然界に廃棄物などの排出をしないようにする取組のこと。
ゼロカーボンシティ	ゼロカーボンシティ	「2050年にCO2実質排出量ゼロ(カーボンニュートラル)」を目指すことを公表した地方自治体を指す。東京都や京都市、横浜市など、702自治体(42都道府県、415市、20特別区、189町、36村)が表明、表明自治体総人口は約1億1837万人(2022年5月31日時点)。
生物多様性	セイブツタウセイ	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。
卒FIT	ソツFIT	固定価格買取制度(FIT制度)の買取期間が満了した案件をさす。
ダイオキシン類	ダイオキシンルイ	塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、意図しない副生成物として生成する。
大腸菌群数	ダイチョウキンゲンズウ	人畜の排泄物等による水質汚濁の指標の一つ。河川水等では 100ml 中に存在する最も確からしい数(MPN: Most Probable Number)

用語	フリガナ	解説
地域循環共生圏	チイキジュンカンキョウセイケン	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。
地域マイクログリッド	チイキマイクログリッド	地域分散エネルギー制御構想。分散型エネルギーソース、電力貯蔵システム、電力負荷をネットワークにより構成することで、電力系統から独立して運用可能となる。
中央環境審議会	チュウオウカンキョウシンギカイ	「環境基本法」(平成5年法律第91号)第41条に基づいて環境省に設置された審議会。内閣総理大臣が任命する学識経験者の委員80人以内で構成され、環境の保全に関する基本的事項、重要事項の調査審議等を行う。
鳥獣保護区	チョウジュウホゴク	環境大臣または都道府県知事が鳥獣の保護繁殖を図るために必要があると認めるときに設定することができるもので、鳥獣保護区では鳥獣の捕獲は禁止され、鳥獣の繁殖に必要な施設を設置する。
低公害車	テイコウガイシャ	窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車。電気自動車や燃料電池自動車などに代表される。
デマンドサイドフレキシビリティ	デマンドサイドフレキシビリティ	需要側(demand side)需給調整力(flexibility)。電力需要家の発電設備、空調設備等を制御する(VPP等)ことで創出される。送配電事業者の電力市場、電力の小売を活用し金銭的価値を得ること。
特定フロン	トクテイフロン	フロンガスのうち、オゾン層破壊効果が有り、温室効果が大きい、CFC(クロロフルオロカーボン)及びHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)を特定フロンという。
鳥取県グリーン商品認定制度	トトリケングリーンショウヒンニンタイセイド	県内で発生した循環資源(廃棄物や間伐材等)を原材料として県内で製造、または加工されている商品について、一定の要件に適合するものを「鳥取県認定グリーン商品」として認定している。
ナッジ	ナッジ	「そっと後押しする」という意味。行動科学の知見により、選択の自由を与えつつより良い選択を採れるよう行動の変容をサポートする政策手法のことを指す。
生ごみたい肥化(コンポスト化)	ナマゴミタイヒカ(コンポストカ)	台所から出る野菜くずや茶がらなどの生ごみをコンポスト容器で微生物の働きによって堆肥(コンポスト)化し土に還元すること。
熱回収	ネツカイシュウ	廃棄物を焼却する際の熱エネルギーを回収し、利用すること。
パークアンドライド	パークアンドライド	従来都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が、自宅の最寄駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するように誘導するシステム。パーク&ライドを行うことによって自動車の走行距離が減り、二酸化炭素の排出が軽減され温暖化防止につながっていく。また、大都市の大気汚染対策、渋滞緩和などにも効果がある。
パリ協定	パリキョウテイ	第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)が開催されたパリにて、平成27年12月12日に採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定(合意)
バイオディーゼル燃料(BDF)	バイオディーゼルネンリョウ(BDF)	食用として使用済みの植物油、動物油を精製して作るディーゼル燃料。軽油を用いる通常のエンジンに改造なしで流用可能。排気ガス中にSOxが発生せず、二酸化炭素も黒鉛も軽油より少ないことに加え、植物起源の原料(=バイオマス)であることから、カーボンニュートラルとみなせ、地球温暖化対策としても注目を集める。
バイオマス	バイオマス	動植物から生まれた、再利用可能な有機性の資源。
バイオマスプラスチック	バイオマスプラスチック	生物資源(バイオマス)から作られた合成樹脂(プラスチック)。
風致地区	フウチチク	都市計画の中の地域の一つ。都市の風致を維持するためにつくられる地区である。風致地区といった場合、自然の景勝地、公園、寺社苑、水辺、公園憩楽地、歴史的な土地、樹林地、眺望地、昔からの別荘などが該当する。
フード・マイルージ	フード・マイルージ	食糧(= food)の輸送距離(= mileage)という意味。輸入食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせたもので、食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送に係る燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイルージの高い国ほど、食糧消費が環境に対して大きな負荷を与えていることになる
フードシェアリング	フードシェアリング	ICT等での情報共有により、賞味期限切れや売れ残り食品を減らしたい事業者と、安価においしい料理が購入できるという消費者をマッチングし、食品ロスを削減するサービス。
フードドライブ	フードドライブ	家庭などで余った食品等、家庭から福祉施設等へ無償で提供する活動。
フードバンク	フードバンク	食品の製造工程で発生する規格外品等、企業から福祉施設等へ無償で提供する活動。
星空ライトダウンキャンペーン	ホシゾラライトダウンキャンペーン	必要のない照明を消すことを呼びかけ、美しい星空を仰ぐなどスローな夜を楽しみ、環境問題について関心を高める取組。
マイクロプラスチック	マイクロプラスチック	環境中に存在する微細なプラスチックごみのこと。海洋に流出したプラスチックごみが紫外線等の作用により微細化し、海洋生物への影響が懸念されている。

用語	フリガナ	解説
メタンハイドレート	メタンハイドレート	メタンと水が結合して結晶化した固体で、温室効果ガスの排出量が石油や石炭に比べ少ないとされている。
モーダルシフト	モーダルシフト	貨物や人の輸送手段の転換を図ること。
ライフサイクル	ライフサイクル	経済社会の物質フローにおける、原材料調達、生産、流通、使用、廃棄に至るまでの全過程のこと。
ラムサール条約	ラムサールジョウヤク	特に水鳥の生息地として大切な湿地の保全と賢明な利用を目的とした国際条約で、イランのラムサールという町で取り決められたので、その名前をとってラムサール条約と呼ばれている。
緑地協定	リョクチキョウテイ	「都市緑地保全法」に定められた制度で、地域住民の自主的な緑化の意思を尊重しながら地域の緑化を推進しようとするものである。都市計画区域内の一定区域または一定区間の土地の所有者等全員の合意により、緑地協定区域、樹木等の種類とその植栽する場所、垣または柵の構造等の必要事項を定め、市町村長の許可を得て締結される。
ワンウェイプラスチック	ワンウェイプラスチック	1回使用されたあと、ごみ又は資源として回収されるプラスチックのこと。

4 環 境 関 係 年 表

(主 な で き ご と)

年	米子市	国・鳥取県・その他	社会経済など
平成13年度 (2001)	・「環境にやさしい米子市役所率先実行計画」策定	・「グリーン購入法」全面施行 ・「新たな地球温暖化対策推進大綱」決定 ・「フロン回収破壊法」制定 ・「PCB特別措置法」制定 ・「鳥取環境大学」開学 ・「鳥取県廃自動車等の適正な保管に関する条例」施行 ・「鳥取県廃棄物処理計画」策定 ・「鳥取県グリーン購入基本方針」策定 ・「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」制定 ・鳥取県版環境管理システム「TEAS」創設	・環境庁が環境省へ組織改編 ・米国同時多発テロ
平成14年度 (2002)	・米子市クリーンセンター供用開始 ・「米子市環境基本条例」制定 ・「米子市快適な生活環境の確保に関する条例」制定	・「土壌汚染対策法」制定 ・「新エネルギー等電気利用法(RPS法)」制定 ・「地球温暖化対策推進法」改正 ・「自動車リサイクル法」制定 ・「建設リサイクル法」全面施行 ・「廃棄物処理法」改正 ・「フロン回収破壊法」全面施行 ・「鳥取県産業廃棄物処分場税」制定 ・「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」施行	
平成15年度 (2003)	・ISO14001認証取得に向けたキックオフ宣言	・「環境教育等促進法」制定 ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」施行 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正	・地上デジタル放送開始
平成16年度 (2004)	・米子市環境マネジメントシステム(ISO14001)認証取得 ・ハッピーマンデーのごみ特別収集を開始 ・「米子市生活排水対策推進計画」見直し ・旧米子市と旧淀江町が合併し、「米子市」が発足	・「大気汚染防止法(VOC規制)」改正 ・「環境配慮促進法」制定 ・「外来生物法」制定 ・「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」制定 ・「鳥取県環境基本計画」の改定 ・アジア・太平洋環境会議「エコ・アジア2004」を米子市を主会場として開催	
平成17年度 (2005)	・「米子市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・中海のラムサール条約湿地登録	・京都議定書発効 ・「自動車リサイクル法」全面施行 ・「地球温暖化対策推進法」改正 ・「景観緑三法」全面施行 ・「省エネ法」改正	・愛知万博「愛・地球博」開催
平成18年度 (2006)	・よなごみ通信第1号発行(ごみの有料化について) ・ごみの新分別区分導入(5種13分別) ・「米子市みんなできれいなまちづくり条例」制定 ・「米子市環境都市宣言」 ・中海・宍道湖一斉清掃の実施	・第三次環境基本計画閣議決定 ・「容器包装リサイクル法」改正(レジ袋抑制の義務化) ・「鳥取県廃棄物処理計画(第6次)」策定	
平成19年度 (2007)	・ごみ有料化スタート(40kg未満の無料区分を廃止) ・不法投棄監視員設置 ・生ごみ回収モデル事業を実施 ・「米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正(ごみ置場からのごみの持ち去り行為を禁止)	・「第三次生物多様性国家戦略」策定 ・中海市長会の発足 ・和牛博覧会in鳥取「第9回全国和牛能力共進会」開催 ・「鳥取県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定	
平成20年度 (2008)	・「こどもエコクラブ」発足	・「生物多様性基本法」制定 ・「第14回環日本海拠点都市会議」が米子で開催 ・「鳥取県地球温暖化対策条例」策定	・北海道洞爺湖サミット開催
平成21年度 (2009)	・「ごみ置場ステーション化実行計画」策定 ・「米子市景観計画」策定 ・住宅用太陽光発電システム導入促進事業に対する助成開始(H21～H30) ・「旧加茂川河口周辺」を環境美化推進区域に指定 ・ごみ収集直営業務の民間委託の実施	・「家電リサイクル法」対象機器追加(液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機) ・「土壌汚染対策法」改正 ・微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準制定 ・COP15(コペンハーゲン) ・エコポイント制度開始 ・エコカー減税開始 ・太陽光発電固定価格買い取り制度開始 ・中海市長会が「中海圏域振興ビジョン」を制定 ・「鳥取県地球温暖化対策条例」制定 ・「中海に係る湖沼水質保全計画(第5期)」策定	
平成22年度 (2010)	・年末年始の豪雪への対応(枝木の無料収集及び搬入の無料受入)	・地球温暖化対策基本法案閣議決定 ・生物多様性国家戦略2020閣議決定 ・「生物多様性地域連携促進法」制定	・東日本大震災

年	米子市	国・鳥取県・その他	社会経済など
平成23年度 (2011)	「第2次米子市総合計画」策定 「米子市環境基本計画」策定 「米子市市民自治基本条例」制定 - 大山町の一部地域の可燃ごみを米子市クリーンセンターに受入	「水質汚濁防止法」改正 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」制定 - 中海市長会で公用電気自動車(EV)導入	台風12号による被害
平成24年度 (2012)	「第2次米子市一般廃棄物処理基本計画」策定 「米子市自治基本条例」施行 - メガソーラーの設置及び運営に関する協定書調印 「上淀廃寺跡・伯耆古代の丘公園周辺」を環境美化推進区域に指定 - 省エネルギー・再生可能エネルギー等検討委員会の設置	「第四次環境基本計画」閣議決定 - 再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始 「小型家電リサイクル法」制定 「第13回国際マンガサミット鳥取大会」開催	
平成25年度 (2013)	「空き家等の適正化に関する条例」施行 - 市有施設の屋根貸による太陽光発電普及事業(第1回)	- エコツーリズム国際大会2013in鳥取が開催 「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 「第64回全国植樹祭」が鳥取県で開催	
平成26年度 (2014)	- ノーカー運動の実施 - 使用済み小型家電リサイクル開始 「米子水鳥公園周辺」を環境美化推進区域に指定	「鳥取県環境教育等行動計画」策定	消費税率8%に改正
平成27年度 (2015)	「第3次米子市総合計画」策定 「米子がいな創生総合戦略」策定 「第3次米子市一般廃棄物処理基本計画」策定 - 米子水鳥公園開園20周年記念事業を実施 - 市有施設の屋根貸による太陽光発電普及事業(第2回) - 米子市クリーンセンター灰溶融設備の休止	- 第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)開催、パリ協定採択 - 持続可能な開発のための2030アジェンダ採択(SDGsを含む) 「第8次鳥取県廃棄物処理計画」策定 「第6期中海に係る湖沼水質保全計画」策定	
平成28年度 (2016)	「米子市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」策定 「米子市環境基本計画」中間見直し - レジ袋削減推進に関する協定を締結 - 米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事着工(H28～H31) - 米子市クリーンセンターの焼却灰のセメント原料化 - 境港市の可燃ごみを米子市クリーンセンターに受入	「第8期鳥取県分別収集促進計画」策定	- 鳥取中部地震 - 熊本地震
平成29年度 (2017)	米子市クリーンセンターの長期包括的運営事業開始	「水銀に関する水俣条約」発効 - アメリカ合衆国がパリ協定からの離脱を表明	
平成30年度 (2018)	- 機構改正に伴い、環境事業課をクリーン推進課に改組 - 伯耆国「大山開山1300年祭」の関連行事として、「第3回『山の日』記念全国大会in鳥取」を鳥取県、大山町と協力し開催 「米子市生活排水対策方針」策定 - ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」を配信開始	- 第五次環境基本計画の閣議決定 「鳥取県災害廃棄物処理計画」策定 「鳥取県星空保全条例」施行	- 北海道胆振東部地震 - 台風21号による災害
平成31年度 (2019)	「米子市まちづくりビジョン」策定 「米子市災害廃棄物処理計画」策定 「米子市都市計画マスタープラン」策定	「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」策定 「鳥取県廃棄物処理計画」(鳥取県食品ロス削減推進計画)策定 「中海に係る湖沼水質保全計画(第7期)」策定 「鳥取県生物多様性地域戦略」策定 「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定	- 消費税率10%に改正 - 台風15号、19号による災害
令和2年度 (2020)	「第2次米子市環境基本計画」策定 2050年脱炭素宣言 「第4次米子市一般廃棄物処理基本計画」策定 「第2次米子市生活排水対策推進計画」策定 「業務改善から始まるCO2削減計画」策定 - 米子水鳥公園25周年記念事業を実施 - 米子水鳥公園におけるCO2排出量ゼロ電気の導入	- プラスチック製買物袋の有料化を7月1日から全国一斉にスタート - ラムサール条約登録15周年記念事業を実施 - 菅首相が、2050年脱炭素宣言	
令和3年度 (2021)	- 未利用エネルギー活用VPP事業の導入 - ESG地域金融促進事業との連携 - ペット防災手帳作成 - 食品ロスダイアリー作成 「米子市空き地の適切な管理に関する条例」制定	- 気候変動サミットにおいて、2030年度までに2013年度比46%減を表明 「地球温暖化対策推進法」一部改正 - 地域脱炭素ロードマップの策定 「プラスチック資源循環促進法」制定 - アメリカ合衆国がパリ協定に復帰 - 鳥取県が「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」を改訂 - 鳥取県が、2030年度の温暖化ガス排出削減目標を13年度比60%に改訂	東京オリンピック・パラリンピック開催
令和4年度 (2022)	- ヌカカ発生抑制対策費用補助事業の実施 - 環境省「脱炭素先行地域」に米子市・境港市が選定 - 混合粗大ごみ処理実証事業を実施 「yonago環境ch.」開設		